

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
1	3	1	2	1	藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第5 予算の流用 3 流用の現状
(4) 監査結果	報告書 27 頁掲載
■ 意見	・要綱に基づき予算を流用した場合は支出の法的根拠が薄弱である 補助金交付の根拠規定を要綱に求め、財源を流用した場合、支出の法的根拠は極めて薄弱であることに注意されたい。たしかに補助金の公益上の必要性は、補助金等ガイドラインに示している他、補助金要綱の新規創設や改正に当たっては、緊急時を含めて補助金等適正化委員会に付議することとし、さらには予算要求時や予算執行伺い決裁時にも、公益上の必要性の有無の審査をしている。しかし、支出根拠を要綱で定めかつ予算を流用した場合には、支出根拠の点でも予算審議の点でも、民主的な意思決定が一切なされていないことに注意が必要である。合理的な行政運営を維持し高めるためには、民意に晒されながら事業を実施に移すプロセスの合理性も重要であることに留意されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年6月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		補助金の財源確保における補正予算又は流用の判断については、一概に言えるものではなく、案件の内容や置かれている状況等に応じた総合的な判断が必要である。これまでも案件の緊急性や内容の軽微さ、個別事情等を踏まえた上で総合的な判断を行っており、引き続き適切に判断していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		補助金等の運用ルールの徹底を図るため、補助金等ガイドラインについて改めて庁内に周知する。	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】			
(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 5月19日 副部長決定	措置完了 令和4年 6月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		補助金の公益上の必要性や財源確保に係る補正予算又は流用の判断については、案件の内容や置かれている状況等に応じた総合的な判断が必要である。これまでも案件の緊急性や内容の軽微さ、個別事情等を踏まえた上で総合的な判断を行っており、引き続き適切に判断していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		補助金等の運用ルールの徹底を図るため、補助金等交付のガイドラインをより分かりやすい内容に改定し、改めて庁内に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
2	3	1	2	2	柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第5 予算の流用 3 流用の現状
(4) 監査結果	報告書 27 頁掲載
■ 意見	・入札差金を流用する場合の問題点 競争入札は、官公庁が契約者を決める最も基本的かつ原則的方法であり、複数の者に入札書を提出させ、最も有利な条件の者を契約相手として選定する方法である。地方自治法第2条第14項が自治体に要請する経済性を実現するためである。緊急を要する案件に対して流用することは行政運営の柔軟性を増すものであって否定し得ないものの、安易な流用が行われれば、経済性の要請から安価な契約相手と契約を締結するべく入札を実施したにもかかわらず、民主的な手続を経ないまま当初予算額と入札による成果である落札額の差額を費消することにもなりかねず、経済性に反する結果となりかねない。切迫した状況でない限り、補正予算で措置するのが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月 2日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		補正予算又は流用の判断については、一概に言えるものではなく、案件の内容や置かれている状況等に応じた総合的な判断が必要である。これまでも案件の緊急性や内容の軽微さ、個別事情等を踏まえた上で総合的な判断を行っており、引き続き適切に判断していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		徹底を図るため、改めて上記内容を課内に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
3	3	1	2	3	柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第5 予算の流用 3 流用の現状
(4) 監査結果	報告書 27 頁掲載
■ 意見	・ 不用額を流用する場合の問題点 様々な調整や交渉の結果、予算の執行額が減少したり、令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で事業が実施できなかった結果として執行額が減少し、多額の不用額が生じた。調整や交渉、不測の事態の結果、必要経費が減少して不用額が発生することは、経済性が求める結果であり、これを安易に流用してしまえば、経済性に反する結果となりかねない。切迫した状況でない限り、補正予算で措置するのが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月 2日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		補正予算又は流用の判断については、一概に言えるものではなく、案件の内容や置かれている状況等に応じた総合的な判断が必要である。これまでも案件の緊急性や内容の軽微さ、個別事情等を踏まえた上で総合的な判断を行っており、引き続き適切に判断していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		徹底を図るため、改めて上記内容を課内に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
4	3	1	2	4	加藤 純也	
					岸上 和美	
					■内線 □外線	3-1212

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 2 物品購入契約について
(4) 監査結果	報告書 39 頁掲載
■ 意見	・物品購入契約にも市からの解除規定を設けることを検討されたい 不要になった物品購入を継続する合理性はないが、契約相手にとって不意打ちにならないよう配慮する必要もある。そのためには、市が契約の拘束力からの解放を求めることがありうることを示しておくことが望ましく、市からの解除通知による解除規定を設けることも検討した方が良いと考えられる。このような任意解除権に関する規定は、豊田市工事関係委託契約約款第16条第1項等に見られる。これらの規定は、請負の注文者による解除に関する民法第641条、委任者による解除に関する民法第651条第1項に由来すると考えられる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		物品購入は、事業で必要な物品の種類と数量を決定したうえで発注しており、市が契約を中止することを基本としていないため、市からの任意解除について、あらかじめ規定を設けることはしない。ただし、単価契約において事業そのものが中止されることにより、予定数量が0となる可能性が否定できない場合は、担当課の判断でその旨を仕様書の中で明記する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
5	3	1	2	5	加藤 純也	
					岸上 和美	
					■内線 □外線	3—1212

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 2 物品購入契約について
(4) 監査結果	報告書 40 頁掲載
■ 意 見	・ 任意解除に伴う損害賠償の規定を検討されたい 売買契約を締結した場合、これを履行することによる売主の利益は法的保護に値することが通常であり、市が一方的に解除するからには、契約相手に発生する損害を、やむを得ない特別な事情がない限り、賠償する旨の規定を同時に設けることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		物品購入においては、事業で必要な物品の種類と数量を決定した上で発注しており、市が契約を中止することを基本としていないため、市からの任意解除について、あらかじめ規定を設けず、それに伴う損害賠償の規定も設けないこととした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

						総務部	契約課
						加藤 純也	
						岸上 和美	
						■内線 □外線	3-1212
6	3	1	1	1			

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 3 賃貸借契約について
(4) 監査結果	報告書 41 頁掲載
■ 指 摘	・バス借入事業はその他業務委託契約によるべきである 所管課は、市が保有するバスの運行を外部に委託する場合はその他業務委託として、市が保有しないバスを借り上げる場合は物品賃貸借契約を締結して事業を運営している。物品賃貸借契約は、契約目的に適合する物品を引き渡せば、基本的に契約の本旨に基づく履行はなされたことになり、借主は賃料の支払義務を免れない。目的地から送迎先まで乗客を送迎できるかは、借主の責任であると考えられがちである。そのような賃貸借契約を前提に、不測の事態で送迎先の施設が閉館したなど予測し得なかった事態に遭遇して契約相手と協議する場合、借主の立場にある市は不利な協議を強いられることになりかねない。運転手は契約相手の職員又は契約相手の外注先職員等であり、市の職員ではないことが前提となっている。そうであれば、バス借入事業の実質は、市の契約相手が用意する運転手と車両によって、指定場所から送迎場所まで児童・生徒を送迎するという、旅客運送業務の委託関係であり、このような実体を法形式に適合させる必要がある。物品賃貸借契約のままでは、借り受けたバスは市の支配下にあり、これを運転する運転手は市の指揮命令下にあるという疑念を抱かざるを得ない。また、市の支配下にあるバスの乗客になった児童・生徒の安全に配慮する義務は一次的にも終局的にも市が負担することになる。これを運送業務委託契約と位置づけてこそ、運転手の労務管理は契約相手の責任であることが明確となり、乗客に対する安全配慮義務も一次的にはバスを運行する契約相手の負担であることが明確になる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		バスの借入事業は、その仕様書に記載された内容を履行する契約としている。そもそも国土交通省自動車局「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」によれば、貸切バス事業者は、あらかじめ運送約款を定め、画一的に運送の引受けに応じる仕組みになっているとのことで、特に約款によらないという意思表示をしない限りは、運送約款によって契約は成立したことになる。このことから、バスの借入は単に車両と運転手を引き渡すだけの賃貸借契約ではない。そのような単純な賃貸借契約が前提となり、不測の事態に遭遇した場合に契約相手との協議で市が不利な協議を強いられかねないということであれば、その危険性は必ずしも高いとは言えないと思われる。 では、契約の対象物の引き渡しにとどまらない賃貸借契約というものがあり得るかであるが、実務提要等の解説書の見解によれば、当該事業の形態に基づく予算執行科目は「使用料及び賃貸料」が適切であるとされている。このことからすれば、単純な賃貸借契約ではないものの、契約のあり方としては賃貸借形式によることが適当であると考ええる。 さらに、乗客に対する安全配慮義務については、仕様書において「安全に送迎バス借入事業を行う。」「輸送の安全性等に十分配慮する。」ことを明記し、契約相手にその義務を課していることに加え、国が示す標準運送約款によれば「旅客に対する責任」として、事業者の自動車の運行によって旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じると定めている。これらのことから、乗客の安全配慮義務は賃貸借契約であっても運送約款に基づき、一次的にバスを運行する契約相手の負担となっているものと考ええる。 以上から、バスの借入事業は現行の賃貸借契約によって運営していくが、旅客運送に複合的要素が加わる案件については、個別に判断し、委託が適当と考えられる場合は委託形式とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	総務監査課
					安藤恒仁	
					岩堀賢一	
					■内線 □外線	2-3512
7-1	3	1	2	6-1		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 4 不測の事態における契約からの解放
(4) 監査結果	報告書 44 頁掲載
■ 意見	・ 契約の解消と損害賠償額の確定の活用 豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託では、式典の中止に伴う変更契約に当たり、当初の見積りになかった「祭壇用菊花手付金」の項目を追加し5万円（税別）を加算し、「運搬・設営・撤去」の業務は行われなかったにもかかわらず、当初54万円（税別）の見積りのところ3万2040円（税別）を残して積算した。「運搬・設営・撤去」の業務の存否にかかわらず、3万3000円に相当する事務経費や手付金5万5000円に相当する業務が発生するのであれば、当初からこれを見積もり、積算根拠とする必要があったと考えられるが、そもそも、事務経費及び手付金の合計8万8008円は、実際にかかった費用に関する参考見積書として契約相手から徴収した資料を根拠に算定しており、豊田市業務委託契約約款第14条第2項の損害に相当する金額と考えられる。そうであれば、同条第1項に基づき契約を解除するか、契約を合意により解約の上、損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であった。豊田市駅下装飾業務委託においても同様の問題が見られた。不測の事態下においては、任意解約の方法を選択しつつ、契約相手に生じる損害について合理的な積算の下に賠償に関する合意を取り交わすことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 48 頁 5 (4) エ 報告書 171 頁 21 (3) ア

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月2日 副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		【措置を実施することとした理由】	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		監査結果として、契約解除又は合意解約の上損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であったとの意見を受けたが、市に過失、不法行為等があったこととなってしまうため、契約を解除し損害賠償を支払うことは今回の措置になじまない。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)		一方で、変更契約の際に、当初の積算項目になかった「祭壇用菊花手付金」の項目を付け加えたことや、業務が行われなかった「運	

	搬・設営・撤去」の項目で30,040円を残して積算したことは、当初積算項目のうち既に発生した費用と発生しなかった費用を区分する観点からは適切でなかったと考えた。 【措置の内容】 今後再び式典を中止する事態が発生した時には、当初積算項目の金額を変更する（例：花の手付金を既に支払っていた場合は、「祭壇用菊花」の金額を変更する）こととした。また、令和5年度の委託業務を発注する際の積算書には、「諸経費」の項目を追加し、準備期間中に生じたその他経費をこの項目で変更することとした。 【措置の実施計画】 措置の着手時期：令和4年12月、完了時期：令和5年4月
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	方針決定 令和4年 5月 2日 副部長決定	措置完了 令和5年 4月完了
	□B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		【措置を実施することとした理由】 監査結果として、契約解除又は合意解約の上損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であったとの意見を受けたが、市に過失、不法行為等があったこととなってしまうため、契約を解除し損害賠償を支払うことは今回の措置になじまない。 一方で、変更契約の際に、当初の積算項目になかった「祭壇用菊花手付金」の項目を付け加えたことや、業務が行われなかった「運搬・設営・撤去」の項目で30,040円を残して積算したことは、当初積算項目のうち既に発生した費用と発生しなかった費用を区分する観点からは適切でなかったと考えた。 【措置の内容】 今後再び式典を中止する事態が発生した時には、当初積算項目の金額を変更する（例：花の手付金を既に支払っていた場合は、「祭壇用菊花」の金額を変更する）こととした。また、令和5年度の委託業務を発注する際の積算書には、「諸経費」の項目を追加し、準備期間中に生じたその他経費をこの項目で変更することとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度は式典を予定どおり開催し、契約変更することはなかった。また、積算書には諸経費の項目を追加した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7172
7-2	3	1	2	6-2		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 4 不測の事態における契約からの解放
(4) 監査結果	報告書 44 頁掲載
■ 意 見	・ 契約の解消と損害賠償額の確定の活用 豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託では、式典の中止に伴う変更契約に当たり、当初の見積りになかった「祭壇用菊花手付金」の項目を追加し5万円（税別）を加算し、「運搬・設営・撤去」の業務は行われなかったにもかかわらず、当初54万円（税別）の見積りのところ3万2040円（税別）を残して積算した。「運搬・設営・撤去」の業務の存否にかかわらず、3万3000円に相当する事務経費や手付金5万5000円に相当する業務が発生するのであれば、当初からこれを見積もり、積算根拠とする必要があったと考えられるが、そもそも、事務経費及び手付金の合計8万8008円は、実際にかかった費用に関する参考見積書として契約相手から徴収した資料を根拠に算定しており、豊田市業務委託契約約款第14条第2項の損害に相当する金額と考えられる。そうであれば、同条第1項に基づき契約を解除するか、契約を合意により解約の上、損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であった。豊田市駅下装飾業務委託においても同様の問題が見られた。不測の事態下においては、任意解約の方法を選択しつつ、契約相手に生じる損害について合理的な積算の下に賠償に関する合意を取り交わすことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、任意解約の規定により合意解約する方法も検討するべきであったと意見があったが、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後、同様の契約事務が発生した場合は、変更契約で算出根拠を明確にする方法及び任意解除の規定による方法を検討する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7173

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 4 不測の事態における契約からの解放
(4) 監査結果	報告書 45 頁掲載
■ 意見	・ 変更契約締結後の成果物の取扱い 豊田市駅下装飾業務委託では、デザイン費等実施分のみとし、31万3500円を11万5500円（税込）に減額した。契約を維持したまま変更契約した場合、デザインなど実施した成果物は納品を受ける必要がある。本事業では、デザインを受領していたが、デザインに使用されたロゴが納品後に使用できないことが分かり、結局デザインは使用することがなかったとのことである。仮に成果物について納品を受ける意味がないのであれば、契約を解消した上で、デザイン費等実施分相当額を損害賠償として支払うのが相当である。豊田市駅前イベント企画・運営業務委託も同様である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、契約を解消した上での損害賠償額を支払う方法（意見）をいただいたが、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後、同様に変更契約締結後の成果物の取扱いについて、市に過失がなく成果物の受け取りが出来なかった時は、契約を解消した上での損害賠償額を支払う方法を検討する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
9	3	1	2	8	加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	■内線 □外線

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 5 不測の事態における契約変更
(4) 監査結果	報告書 47 頁掲載
■ 意見	・ 変更契約書締結の必要性 変更協議のみ行って変更契約書を締結していない場合は、市が一方的に業務内容を変更したのか、合意の上で変更契約を口頭で締結したのか区別がつかない法律関係にある。損害賠償問題が生じかねない一方的な変更ではないことを明確にするためにも、契約内容の変更には変更契約書の締結が必要であることを改めて確認する。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年度包括外部監査「委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～」において、同内容の意見を受けており、変更協議後の変更契約書の締結を省略しないこととし、契約内容の変更には、変更契約書の締結を行っている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により、委託事務の手引から「変更契約書を取り交わさない扱い」の記載を削除すると共に、全庁に「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を発出した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部		美術館	
10	3	1	2	9	田境 志保			
					松田 吉範			
					□内線 ■外線		34-6748	

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 5 不測の事態における契約変更
(4) 監査結果	報告書 47 頁掲載
■ 意見	・市による一方的な変更が正当化・推奨される場合 豊田市美術館ミュージアムショップ運営業務委託では、年4回払いを年12回払いに変更するに際し、変更契約書を締結していた。しかし、この変更は、市が期限の利益を放棄して先払いするものであって、契約相手に不利益はない。このような場合には、豊田市業務委託契約約款第10条第1項第1文に基づいて、協議を要するものの究極的には、市が一方的に契約変更をすることが正当化される。平時には変更協議の上変更契約書を締結して支払回数を増加することになるが、真に不測の事態下では、このような対応は推奨されるべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	契約内容の変更に関することであり、相手方にも影響が生じることであるため、約款に定められたとおり、今後、同様の事例があれば、同様の対処をする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
11	3	1	2	10	加藤 純也	
					岸上 和美	
					■内線 □外線	3-1212

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 5 不測の事態における契約変更
(4) 監査結果	報告書 47 頁掲載
■ 意見	・リスク分担の考え方を導入することを検討されたい 指定管理者制度に関する基本協定書には、リスク分担表が例外なく導入されているが、各種契約には極一部の例外を除きリスク分担表がない。不測の事態が生じた場合の対応方法としては、解決内容を合意する方法が主流である。契約変更又は損害賠償額について協議して解決することは妥当であるが、協議の方向性を示す指針が何もない場合は、場当たりの解決になりかねない。そこで、各種契約についてリスク分担の考え方を、契約約款等に予め組み込んでおくことが妥当である。まずは、契約当事者双方がリスクを負担することを基本としつつ、契約の実情に即して負担者に軽重を付けることから始めるのがよいと思われる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		本市の約款は、標準的約款として、契約種別ごとに作成されている。リスク分担の整理は、発注者・契約者の双方にとって、重要な事項であるが、契約内容は、契約ごとに異なり、一律的なリスク分担表の定義は、困難なため、約款へは組み込まない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7173
12-2	3	1	2	11-2		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 5 不測の事態における契約変更
(4) 監査結果	報告書 48 頁掲載
■ 意 見	・ 契約金額の内訳を予め明確にしておくことが望ましい 豊田市駅下装飾業務委託や豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託の変更契約に当たっては、変更契約に際して受託者から徴収した見積書を基に、当初の委託料積算書の内訳の一部単価が増額されたり、当初の委託料積算書になかった名称の項目が加算されたりした結果、変更契約が締結されていた。しかし、受託者から徴収した見積書を見ても、一部単価の増額や新たな項目の追加について合理性が判断できなかった。不測の事態により契約に基づく業務が中断することも予め想定し、契約金額としての委託料等の内訳も当初から明確にしておくことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として、「不測の事態により契約に基づく業務が中断することも予め想定し、契約金額としての委託料等の内訳も当初から明確にしておくことが望ましい」という意見をいただいたが、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後、同様の契約が発生した時は、不測の事態を想定し、契約金額として委託料等の内訳を明確として合意性が判断できるように仕様書等に項目を追加する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	契約課
					加藤 純也	
					山口 敏宏	
					■内線 □外線	3-1214
13	3	1	2	12		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第8 契約等と不測の事態 5 不測の事態における契約変更
(4) 監査結果	報告書 48 頁掲載
■ 意見	・金額の変更を伴わない変更契約も変更契約書を締結すべきである 令和2年度までは、契約金額の変更を伴わない場合は、軽微な変更であるとして変更契約書を取り交わさない扱いであった。しかし、そのような前提では、変更契約書を締結しなくても済むように、契約金額が変更しないよう変更内容を調整する動機づけが働く危険がある。本来、変更契約により契約金額を減額できたのに減額しなかったとすれば経済性に反する結果となり、増額するべきであったのに増額しなかったとすれば契約相手に負担を強いる不合理な結果となりかねないため、変更協議後の変更契約書の締結省略は、行わないようにすべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月31日課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和2年度包括外部監査「委託について～再委託、下請負を伴うものを中心として～」において、同内容の意見を受けており、変更協議後の変更契約書の締結を省略しないこととし、金額の変更を伴わない変更契約も変更契約書を締結することとしている。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年3月31日付けの総務部契約課長決定により、委託事務の手引から「変更契約書を取り交わさない扱い」の記載を削除すると共に、全庁に「委託業務における事務処理方法の変更及び「委託契約事務の手引」の改正について（通知）」を発出した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
14	3	1	1	2	藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等
	5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 69 頁掲載
■ 指 摘	・ 変更協定書を締結しこれに基づく精算を行うよう通知するべき 収入の減少は、リスク分担表の「経費の増加」とみなすべきではなく、リスク分担表が想定しない不測の事態であったと解さざるを得ない。そうであれば、市としては、令和2年12月7日付け通知の趣旨にしたがって変更協定書を締結した場合には、当該変更協定書に基づき、精算するように通知するべきであった。同通知の3項に「年度終了後の実際の精算は、同計算書を用いて変更協定により対応します。」と記載しているが、年度終了後に精算の結果について変更協定を締結するだけでなく、基本協定書又は年度協定書に予め精算の根拠を明記し、それに基づいて実際の精算を行う必要があった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		協定書やリスク分担表で想定しえない不測の事態への対応として年度協定書の標準モデルに「定めのない事項等は甲乙協議したうえで決定する」旨の規定を設けているが、精算の根拠を明確にするため、当該規定を「甲乙協議して決定し、当該決定内容は変更協定を締結したうえで対応する」旨の記載に変更する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		年度協定書の標準モデル中、「協議」に係る規定の記載を変更した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
15	3	1	2	13	藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等 5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 69 頁掲載
■ 意見	・管理運営経費の減少は民法第536条第2項の趣旨に基づき精算すべき 市が施設を閉鎖する判断を下し、さらに利用料金等収入（利用料金収入、公共の給付金のうち指定管理業務に係るもの）を精算対象としながら施設の管理運営経費が減少した場合、指定管理者はこれによる利益を得る結果となるため、市にその利益を償還するべきである。そうであれば、リスク分担表を適用するまでもなく、また、管理運営経費（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経費）に関する限り協定書の変更を要することなく、施設の閉鎖による経費の減少分を精算するよう通知するべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年12月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	令和2年12月に「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る指定管理料の精算について（通知）」において、収入減少額から、管理運営費の減少額を差し引いて精算する旨通知しており、令和3年においても同趣旨の通知を行っている。今後、同様の通知を行う際にも引き続き当該精算方法を記載し、当該精算方法を徹底させる。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年12月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う指定管理料の精算方法として収入減少額から、管理運営費の減少額を差し引いて精算する旨を通知した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
16	3	1	2	14		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等
	5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 70 頁掲載
■ 意見	・ 需要リスクに関するリスク分担表の必要性 リスク分担表の項目には、利用者や来館者の減少のうち市による利用制限や不可抗力の場合は市がそのリスクを負担し、指定管理者のサービス低下や競業他者の出店を原因とするリスクは指定管理者が負担するなど、収入の減少という需要リスクに対しても対応可能なリスク項目を追加することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月19日副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		指定管理施設においては、収入の減少に関するリスクは指定管理者が負担するのが原則であるため、あらかじめ市がリスクを負担することについては想定していない。 今回の新型コロナウイルス感染症への対応のような不測の事態については、全体の状況を判断し、その都度対応を検討することが望ましいと考えるため、リスク分担表の「その他」の項目として市及び指定管理者の協議により決定することとし、リスク項目については追加しないことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
17	3	1	2	15		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等 5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 70 頁掲載
■ 意見	・ 自主事業収入の減収補填について 市は、令和2年12月7日付け通知により、自主事業の余剰金のうち年度協定書上の収支計画の収入に組み込んでいるものは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものについて精算の対象とし、これ以外の自主事業については、原則、精算の対象外とするよう指示した。しかし、影響を受けたか受けていないかの判断も容易ではなく、本来的には市と指定管理者との対話に基づき、変更協定書を締結して解決すべき問題である。また、地方自治法第234条第5項の趣旨からも変更協定書の締結が必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年1月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)	令和2年12月7日付けの通知において、変更協定により対応することを記載しており、意見のとおり、変更協定書の締結を行った上で精算している。また、令和3年1月27日付けの通知においても、変更協定による精算を実施する旨記載している。今後、同様の通知を行う際にも、引き続き変更協定書を締結した上で精算することを記載し、当該取扱いを徹底させる。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年1月に、変更協定書を締結した上で精算することを通知した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
18	3	1	2	16		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等 5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 72 頁掲載
■ 意見	・ 2種類のリスク分担表と利用料金制適用施設との対応関係 経費の増加のみを市のリスク分担とするものの利用料金制を適用していない施設、逆に、経費の増減を市のリスク分担とするリスク分担表を採用する剰余金精算制度適用施設であるが、利用料金制適用施設である施設がそれぞれ複数見られた。2種類のリスク分担表と利用料金制の適用関係について、整合性が取れているか否かについて、指定管理者制度を適用する施設全体について改めて確認することを推奨する。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて整合性が取れているか否かについて改めて確認することは適正な行政事務に資するため、次年度の協定締結について令和5年1月に送付する通知文に、リスク分担表を改めて確認する旨記載することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】			
(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 5月19日 副部長決定	措置完了 令和5年 2月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		指定管理者制度適用施設の次年度に向けた協定締結事務を実施するタイミングで、施設所管所属においてリスク分担表の内容や整合性を再確認するとともに、必要に応じて規定内容を整理する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		次年度の協定締結に向けた通知に添付する「協定締結事務の手引き」に必要事項を記載して庁内に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
19	3	1	2	17		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等
	5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 72 頁掲載
■ 意見	・ 使用料、利用料金、占用料及び行政財産目的外使用料の還付について 条例等によると、既納の使用料等は原則として還付しない点でほぼ一致しているが、例外的に還付できる場合の要件については様々な規定がある。既納の使用料（利用料金）に関する定めがそもそも存在しない条例もある。令和2年2月25日付け通知で、市は使用料等を納付した者に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、使用目的の中止による当該許可の取消し等をその使用日の前日までに申し出た場合に使用料等を全額還付することとしたが、施設によっては条例上の根拠を欠く対応方法になり得た可能性も否定できない。使用料等の返還に関しては、施設の特性に配慮しつつも、ある程度統一的な条例の取決めが求められる。なお、営業時間短縮による使用料等の減額や一部還付についても、同様の問題があり、一部の施設では条例上の根拠を欠く対応になり得たため、ある程度統一的な条例の取決めがなされることが好ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		使用料等の返還に関しては、ある程度統一的な取決めとなっていることが望ましいが、施設の特性に配慮する必要があるため、統一することは困難である。そこで、行政改革推進課で条例・規則の標準モデルを作成し、公の施設条例・規則の新規及び改正に係る合議を行う際に確認を行うことで、ある程度統一的な取決めとなるように努める。	
■方針			
(措置区分 A・B・C・D)			
□方針の検討状況			
(措置区分 E)			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-----------------------------	--

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】			
(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和5年 2月16日 副部長決定	措置完了 令和5年 3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		使用料等の返還に関して、ある程度統一的な取扱いを図るため、公の施設条例・規則の新規及び改正に係る合議を行う際に、行政改革推進課が引き続き確認を行うこととする。 ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E) なお、条例・規則の標準モデルを作成することを検討したが、施設の特性に配慮する必要があることから、統一のモデルを作成することは困難であることから、モデルは作成しないこととした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		使用料等の返還に関して、ある程度統一的な取扱いを図るため、公の施設条例・規則の新規及び改正に係る合議を行う際に、行政改革推進課が引き続き確認を行うこととした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
20	3	1	2	18	藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等
	5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 73 頁掲載
■ 意見	・ 使用料等還付対応は積極的に周知し感染拡大の防止効果を高められたい 令和2年2月25日付け通知には、「当該対応については、市から使用者へ積極的に周知するものではありません。自発的に申出があった場合のみの対応としてください」と記載され、その後もこの対応が維持されている。しかし、原則と例外を逆転し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために例外的取扱いである還付を一般的に実施するからには、これを多くの市民に周知してこそ、感染拡大の防止に有効な効果を発揮したであろうと考えられる。今後、何らかの感染症等が蔓延し、拡大防止のために使用料等を還付する取扱いをする際には、これを広く周知していただきたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて使用料等還付対応を積極的に周知することは、感染拡大の防止効果を高めることにつながる可能性があるため、ホームページに掲載し周知する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		豊田市ホームページの新型コロナウイルス感染症に関するQ&Aに使用料の還付について掲載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
21	3	1	2	19	藤田 憲彦	
					尾崎 光哉	
					■内線 □外線	3-1272

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第9 公の施設の利用停止等
	5 監査の結果
(4) 監査結果	報告書 73 頁掲載
■ 意見	・指定管理者との協定締結事務の手引について 行政改革推進課発の「指定管理者との協定締結事務の手引10頁(8)の税制改正(消費税8%→10%)に伴う利用料金の負担について」の中段には、「精算方法は、「利用料金負担金」として「利用料金減免補填金」などと合わせて精算しますので、年度協定書には「指定経費の精算」に「利用料金減免補填金等」と記載してください。」とある。しかし、「利用料金減免補填金」と「利用料金負担金」は、前者は市の制度による利用料金の減少を補填するものであるのに対し、後者は市の制度外の事情により一時的に生じた利用料金の減少を補填するものであって、性質が異なるものであり、「利用料金減免補填金等」に「利用料金負担金」を含むとは一般的には解しがたい。そのため、年度協定書の「利用料金減免補填金等」の記載をもって、「利用料金負担金」を「指定経費」に含むとはいえず、地方自治法第234条第5項の趣旨から当初協定書に記載し又は変更協定書を締結して利用料金負担金を補填するべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果のとおり「利用料金減免補填金」と「利用料金負担金」は性質が異なるものであるから、指定管理者との協定締結事務の手引の改正及び年度協定書のモデル様式の修正を行い、令和5年1月に「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」において周知する。	
■方針			
(措置区分 A・B・C・D)			
□方針の検討状況			
(措置区分 E)			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-----------------------------	--

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】											
(1) 措 置 区 分	☐ A 措置完了	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措 置 完 了	令和	年	月完了
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☒ C 措置予定	方針決定	令和5年	9月	1日	副部長決定					
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年度末が「利用料金負担金」による精算の最終年度となるため、該当施設の精算を適切に実施することとし、手引きや協定書モデルの記載内容等の変更は行わない（令和6年度用の手引き等から該当の記載を削除する）。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)											

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】											
(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定	令和6年	9月	2日	副部長決定	措 置 完 了	令和6年	9月完了		
	☐ B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	☐ C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	☐ E 検討中										
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和5年度末で「利用料金負担金」による精算対象施設がなくなったため、手引きや協定書モデルから該当の記載を削除する。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度末で「利用料金負担金」による精算対象施設がなくなったため、手引きや協定書モデルから該当の記載を削除した。									

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	行政改革推進課
					藤田 憲彦	
					先野濱 佳子	
					■内線 □外線	3-1272
22	3	1	2	20		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第10 不測の事態に対する事前の備え 2 不測の事態に対する備え
(4) 監査結果	報告書 84 頁掲載
■ 意見	・対価を伴わない実質的な補助金に対応するルールの整備の必要性 補助金として支出する場合は、公益上の必要性について補助金等ガイドラインに示しているほか、補助金要綱の新規創設や改正に当たっては、緊急時を含めて補助金等適正化委員会に付議することとし、さらには予算要求時や予算執行伺い決裁時にも、公益上の必要性の有無の審査をしている。しかし、負担金や委託料の名目で実質的な補助金が支出される場合は、このような審査が欠落する結果となる。実質的な補助金が委託料として支出された例は、令和元年度の本監査でも見受けられたが、不測の事態の下では、補助金以外の名目で実質的な補助金が支出される際に、上記公益上の必要性に関する検討が欠落する可能性は高まる。各種補助制度の公益上の必要性の有無に関しては、補助金等ガイドラインや補助金等適正化委員会での審査等、これを判断するスキームがすでに存在するが、名目が負担金や委託料であっても、対価関係のない支出は民法上の贈与であり実質的な寄附又は補助（地方自治法第232条の2）であることを認識し、適切な執行節で予算執行なされるよう、周知徹底やチェック体制の構築が望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☒ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和4年6月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月19日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		こういった支出が補助金に該当するか庁内に認識させるとともに、補助金等ガイドライン、補助金等適正化委員会での審査、節別ハンドブック等のスキームにより、適切な予算執行科目で支出を行うよう引き続き判断していく。	

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	補助金等の運用ルールの徹底を図るため、補助金等ガイドラインについて改めて庁内に周知する。
-----------------------------	--

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】			
(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 5月19日 副部長決定	措置完了 令和5年 9月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		補助金等交付のガイドラインや節別ハンドブック等を周知するとともに、補助金等適正化委員会での審査や予算査定のスキームにより、引き続き適切な予算科目での執行がなされるよう努めていく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		補助金等交付のガイドライン及び節別ハンドブックの必要箇所を改正し、改めて庁内に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					酒井 一裕	
					藤堂 泰典	
					■内線 □外線	2-4037
23-1	3	1	2	21-1		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第10 不測の事態に対する事前の備え 2 不測の事態に対する備え
(4) 監査結果	報告書 85 頁掲載
■ 意見	・ 崩落、クレーム、危険木等の情報を集積し経過観察されたい 王滝地区そのまま公園遊歩道法面は、2年余りの期間に二度崩落を繰り返した。従来想定していた程度の補修では十分ではない場合もあることを想定し、今後の土砂災害に備える必要がある。また、このような事故等の中にも、市民の身体財産を脅かす不測の事態を事前に予防することに繋がる貴重な情報提供が含まれている可能性があるとの認識し、情報を集積し、経過観察することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 109 頁 7 (1) イ

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月13日 課長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	商業観光課にて所管する観光施設における、過去の修繕履歴及び事故等のリスクが高い箇所の情報を集約した「修繕台帳」を作成し、修繕実施箇所の経過観察及び事故等の予防に努める。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☒ B 措置中	方針決定 令和4年 5月13日 課長決定	措置完了予定 令和6年 3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		商業観光課にて所管する観光施設における、過去の修繕履歴及び事故等のリスクが高い箇所の情報を集約した「修繕台帳」を作成し、修繕実施箇所の経過観察及び事故等の予防に努める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		現在、平成28年度以降の修繕履歴及び事故等のリスクが高い箇所の情報を集約した「修繕台帳」を作成した。今後は、毎年度情報を追加していく。 また、令和5年度中に平成25年度までの情報を追加し、過去10年の履歴を全て把握した台帳の完成をもって完了とする。	

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和6年 9月 2日 課長決定	措置完了 令和6年 9月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		商業観光課にて所管する観光施設における、過去の修繕履歴及び事故等のリスクが高い箇所の情報を集約した「修繕台帳」及び「施設不具合対応状況管理システム」において、修繕実施箇所の経過観察及び事故等の予防に努める。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		平成28年度以降の修繕履歴及び事故等のリスクが高い箇所の情報を集約した「修繕台帳」の作成が完了した。今後は、毎年度情報を更新するとともに、「施設不具合対応状況管理システム」にて管理を行う。 また、令和5年度中に平成25年度までの情報を追加し、過去10年の履歴を全て把握した台帳が完成した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校づくり推進課
23-2	3	1	2	21-2	大橋 史幸	
					蘇田 啓司	
					■内線 □外線	2-7555

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第10 不測の事態に対する事前の備え 2 不測の事態に対する備え
(4) 監査結果	報告書 85 頁掲載
■ 意見	・崩落、クレーム、危険木等の情報を集積し経過観察されたい 古瀬間小学校の諸営繕工事では、竹木の越境や日照権侵害について近隣からクレームがあった。このようなクレーム等の中にも、市民の身体財産を脅かす不測の事態を事前に予防することに繋がる貴重な情報提供が含まれている可能性があることを認識し、情報を集積し、経過観察することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 129 頁 8 (9) ウ

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月28日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、近隣住民からの情報提供、危険木等の情報を集積し経過観察することは適正な学校施設管理に資するため、令和4年4月末までに全ての小・中・特別支援学校に対して、学校敷地内の樹木等を定期的に確認、経過観察を行い、近隣住民等からの情報を集積するように改めて周知することを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和4年4月に全ての小・中・特別支援学校に対して、「学校敷地内の樹木・排水等の管理について(依頼)」として、各学校において学校敷地内の樹木や排水等を定期的に確認、経過観察を行い、必要に応じて対応すること、また、近隣住民等からの情報は適宜記録して情報集積等に取り組むことについて通知した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					美術・博物部	美術館
					田境 志保	
					佐藤 薫子	
					□内線 ■外線	3 4 - 6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第10 不測の事態に対する事前の備え 2 不測の事態に対する備え
(4) 監査結果	報告書 85 頁掲載
■ 意 見	・ 崩落、クレーム、危険木等の情報を集積し経過観察されたい 豊田市美術館樹木管理業務委託では、美術館の休館日にもできる危険木の伐採業務等を行った。このような管理業務等の中にも、市民の身体財産を脅かす不測の事態を事前に予防することに繋がる貴重な情報提供が含まれている可能性があることを認識し、情報を集積し、経過観察することが望まれる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 - 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月16日 副館長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		危険な樹木の情報は、これまでは警備員や造園業者からその都度、報告を受け、コロナで臨時休館中においても危険木を伐採するなど、その都度対処していた。今後は、経過観察を要する危険性のある樹木についても必ず報告することを令和5年度の仕様書から明記することとし、年度をまたいでも確実に情報が蓄積され、対処できるよう、経過観察の記録簿を作成する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☒ C 措置予定	方針決定 令和5年 8月28日 室長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に対する方針の内容が次の担当者へ引き継がれなかったため、令和5年度の仕様書への記載及び経過観察の記録簿の作成に至らなかった。令和6年度は博物館の開館により、博物館と美術館の一体的かつ効率的な施設管理のために本委託業務を一本にまとめる予定であるため、令和6年度の仕様書を直ちに作成することはできないが、指摘事項の内容を確実に仕様書へ記載するよう担当者に指示した。 なお、経過観察の記録簿は、樹木の植栽図面を活用することとし、毎年、この図面を更新、保管することで、情報を蓄積していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和5年 8月28日 室長決定	措置完了 令和5年12月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて、不測の事態に備えることは、適正な行政事務に資するため、令和6年度の樹木管理業務委託の仕様書に、指摘事項の内容を確実に記載することを決定した。措置の実施については、年度当初案件として、本業務の書類を契約課に提出する令和5年12月末とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和5年12月末に、指摘事項の内容を記載した仕様書を作成した。なお、今後も継続して不測の事態に備えるため、経過観察の記録簿を毎年更新、保管し情報を蓄積し、受託者と情報を共有していく。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
24	3	1	2	22	柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 1 財政課
(4) 監査結果	報告書 102 頁掲載
■ 意見	・ 予算外執行の用語は意義を統一するべきである 予算更正伺書の書式によっては予め「予算外執行」の文言が印字されているものもあり、その文言にチェックを付して財政課に提出された予算更正伺書もあった。予算外執行が計上外執行と同義に使用されるときは、同事業、同節の範囲内の通常の執行方法であるのに対し、流用手段の中で使用されるときは不測の事態を予想させる執行方法であり、両者は異なるといわざるを得ない。そうであれば、ハンドブックに定義を記載するなどして、両者の使い分けを図るのが妥当である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		「予算外執行」、「計上外執行」については、事務を行う上で便宜的に使用していた用語である。流用手段においては、執行の内容によって個別の判断が必要であり、「予算外執行」、「計上外執行」という用語を定義付けし、一くくりに流用手段の中で用いるのは適切でないため、予算更正伺書の記入例を修正し「予算外執行」、「計上外執行」という用語は使わないこととした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年4月に予算更正伺書の記入例を修正し、様式DBに掲載した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
25	3	1	2	23	柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 1 財政課
(4) 監査結果	報告書 102 頁掲載
■ 意見	・ 目節の流用基準について 議会の議決の対象となる歳入歳出予算は、款項であり、これらは「議決科目」、目節は「執行科目」と呼ばれ、予算上の目節の流用については、首長の裁量となる。流用が許されるかどうかは、補正予算措置を待っている時間的余裕があるかどうかという緊急性と、補正予算措置を待つまでもない軽微さ、流用を必要とする個別事情を総合的に判断して、流用を許す運用とするのが妥当である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月 2日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		補正予算又は流用の判断については、一概に言えるものではなく、案件の内容や置かれている状況等に応じた総合的な判断が必要である。これまでも案件の緊急性や内容の軽微さ、個別事情等を踏まえた上で総合的な判断を行っており、引き続き適切に判断していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		徹底を図るため、改めて上記内容を課内に周知した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	人事課
					杉浦 智文	
					梅村 政史	
					■内線 □外線	3-1058

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 2 人事課
(4) 監査結果	報告書 103 頁掲載
■ 指 摘	・支出負担行為日及び必要額の正確性に留意されたい 豊田市予算決算会計規則第26条及び第28条の要請から、支出負担行為日は予算残額の有無を確認すべき日として重要な意義がある。また、必要額の計算ミスにより流用処理を連日行なったとのことであるが、予算の流用に当たり必要額を明示することも、同規則第17条第1項の要請である。不測の事態下で形式的なミスにより時間を浪費しないためにも、日頃から事務の正確性に留意されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月2日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		必要額の計算は、購入しようとする物品等の金額と予算残額との差である。予算残額の確認は、財務オンラインの画面上で確認をしているが、複数の職員が、別々の物品等の購入処理を、同じ機会を進めていた場合、財務オンラインの画面上の予算残額は、確認時点から変わっていることがあり、今回の計算誤りの要因もこの点にある。 予算更正伺の作成時には、必要額の算定に影響がある予算執行が、他の案件で、処理中でないか確認を実施するよう周知するとともに、決定者も決定時に再度、予算残額に変更がないか確認を行う。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		5月9日の担当長以上の打ち合わせ時に、本事案を周知し、予算更正伺作成時には、他の事案での執行がないか必ず確認すること。決定者となる際には、再度、予算残額に変更が生じていないかを確認することとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	人事課
					杉浦 智文	
					梅村 政史	
					■内線 □外線	3-1058

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 2 人事課
(4) 監査結果	報告書 103 頁掲載
■ 指 摘	・支出負担行為に当たり予算残高を確認すべき 豊田市予算決算会計規則第26条には、支出負担行為は、予算配当額の金額を超えてはならないと記載されている。しかし、年度当初のマスク購入により、本来の支出負担行為日（物品の契約日である令和2年11月16日）において予算残高が既に不足していたものであり、同条に違反していた。支出負担行為に当たっては、予算残高を確認するべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月2日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市予算決算会計規則及び財務会計の手引きの規定について、担当長以上の打ち合わせ時に再度確認し、規定にのっとった適切な処理がなされるよう周知を図る。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		5月9日の担当長以上の打ち合わせ時に、豊田市予算決算会計規則及び財務会計の手引きの規定を、再度確認 残高不足の場合には、必要な手続き（予算更正伺い作成）が漏れることのないよう、課内全職員への周知も実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					総務部	財産管理課
28	3	1	2	24	鈴木 博之	
					山崎 隆二郎	
					■内線 □外線	3-1132

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 3 財産管理課
(4) 監査結果	報告書 104 頁掲載
■ 意見	・ 計上外支出、計上外執行、予算外執行の用語を整理する必要がある 予算更正伺書には「計上外支出」として消耗品費より緊急的に執行してきた旨が記載されており、上記計上外執行又は予算外執行とも異なる表記であったため、予算を緊急時において超法規的に別の用途に使用したものかと思われる。市からの説明は、計上外支出について上記「計上外執行」と同義であることを前提とするものであった。計上外支出、計上外執行、予算外執行の用語を整理し、使用することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月28日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)	「計上外支出」、「計上外執行」、「予算外執行」の用語は積極的に使用されている用語ではなく、誤った認識で使用した場合、適切な事務ができない可能性がある。今後は、予算更正伺書上でこれらの用語は使用せず、具体的な言葉で説明を行う。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	課内共有フォルダの予算更正伺書の保管フォルダ内に「更正伺い作成時の注意事項」というファイル名でデータを保管し、方針、指摘事項及び用語の意味を記載した資料を作成した。同時に課内でも課題を共有し、適切な用語の使用の徹底を図った。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	保育課
29	3	1	1	5	熊谷 明典	
					山崎 庸子	
					■内線 □外線	2-2558

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 4 保育課
(4) 監査結果	報告書 105 頁掲載
■ 指 摘	・ 予算残額を上回る支出をしたことは豊田市予算決算会計規則違反である 事業コード35193-01のその他備品購入費はコロナ対策及び園児の増加により、想定以上に備品費を使用し、36104-01のその他備品購入費である緊急地震速報のための予算から支出してしまっていた点は、豊田市予算決算会計規則第17条第1項で必要とされる予算更正伺書の提出や同条第3項の流用決定を経ないまま36104-01のその他備品購入費を35193-01のその他備品購入費として使用したものであり、必要な手続を経ていない。会計規則上必要な手続を履践すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月30日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	年度末の予算執行において、指摘の問題が生じてしまった。このため、年度末の予算執行の際は必ず予算残額を確認し、不足する可能性がある場合は予算更正伺書を作成・提出してから執行することについて、担当長以上に情報共有することとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和4年3月、上記に示したことについて、情報共有を行った。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	保育課
30	3	1	2	25	熊谷 明典	
					山崎 庸子	
					■内線 □外線	2-2558

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 4 保育課
(4) 監査結果	報告書 105 頁掲載
■ 意見	・年度末に執行が確実に見込まれる予算は注意喚起しておくべき 不測の事態下であればこのようなことが許されるとすれば、財政の規律は失われかねないので、年度末まで執行されない予算であっても別の用途に使用されないよう、別の用途に支出できないシステムにするか、少なくとも本来の用途が何であるか注意喚起するシステムを構築するべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	年度末の予算執行において、指摘の問題が生じてしまった。このため、年度末の予算執行の際は必ず予算残額を確認し、不足する可能性がある場合は予算更正伺書を作成・提出してから執行することについて、担当長以上に情報共有することとした。 また、システム上は、ある事業における予算残額が不足していたとしても他の事業から補填されて支払ができてしまうことについて、再確認することとした。 令和4年3月、上記に示したことについて、情報共有を行った。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	総務監査課
					安藤恒仁	
					岩堀賢一	
					■内線 □外線	2-3512

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 5 総務監査課
(4) 監査結果	報告書 106 頁掲載
■ 指 摘	・ 不測の事態を未然に予防するためにも正確性に留意する必要がある 請負工事費については、豊田市契約規則等で契約手続がルール化されているが、修繕料については全市的なルールが見られない。そのため、市では工事請負費とするか修繕料とするかによって契約手続が異なってくるので、執行節の分類には重要な意味があり、その正確性には留意する必要がある。形式的な事務処理のために時間を費やし、不測の事態が現実化することがないよう、日頃の事務処理において常に正確性に留意されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月2日 副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		【措置を実施することとした理由】	
■方針		監査結果で指摘された事実は、本来、当初予算要求時から修繕料で要求すべきものを、財政課により工事請負費で予算が作成され、当課の確認不足のためそのまま確定してしまったものであり、「正確性」を欠いていたため。	
(措置区分 A・B・C・D)		【措置の内容】	
□方針の検討状況		公共建築課（令和4年度は建築整備課）が発注を担当する施設改修は、その指示に基づき予算要求課が修繕料又は工事請負費で要求する。そのため、令和5年度当初予算要求時から、予算を入力し、確認用の予算書が打ち出された際に、適切な要求節となっているか確認する。	
(措置区分 E)		また、当初は建築整備課の予算として要求していたものが、査定後に総務監査課へ付け替えられることもあるが、この場合も建築整	

	備課に要求節が異なっていないか確認する。 【措置の実施計画】 措置の着手時期：令和4年9月、完了時期：令和5年3月
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】			
(1) 措 置 区 分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 5月 2日 副部長決定	措 置 完 了 令和5年 3月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		【措置を実施することとした理由】 監査結果で指摘された事実は、本来、当初予算要求時から修繕料で要求すべきものを、財政課により工事請負費で予算が作成され、当課の確認不足のためそのまま確定してしまったものであり、「正確性」を欠いていたため。 【措置の内容】 公共建築課（令和4年度は建築整備課）が発注を担当する施設改修は、その指示に基づき予算要求課が修繕料又は工事請負費で要求する。そのため、令和5年度当初予算要求時から、予算を入力し、確認用の予算書が打ち出された際に、適切な要求節となっているか確認する。 また、当初は建築整備課の予算として要求していたものが、査定後に総務監査課へ付け替えられることもあるが、この場合も建築整備課に要求節が異なっていないか確認する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度予算には、建築整備課実施の工事又は修繕で、総務監査課に予算を付けるものはないことを確認した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	福祉総合相談課
					大内 紀哉	
					伊豫田 博樹	
					■内線 □外線	2-3542
32	3	1	2	26		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 6 福祉総合相談課
(4) 監査結果	報告書 108 頁掲載
■ 意 見	・ 市委託事業と市委託外事業の兼務職員の人件費の算出根拠について 市委託事業と市委託外事業の兼務職員の人件費のうち、市委託事業分の人件費を市が負担する場合、契約相手の提出資料をそのまま鵜呑みにするのではなく、市委託事業分が全体に占める割合や具体的な金額等を合理的な根拠資料に基づいて把握し、市の負担額を算出すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年3月15日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		・当該契約については、委託業者から提出された見積書を精査した上での適正な金額であると判断しているため、措置を行わない。 ・また、令和4年度契約締結についても、提出された見積書に基づき、改めてヒアリング等を実施の上、その金額の妥当性を確認し、委託費を決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
33	3	1	2	27	成瀬 剛史	
					石川 貴祥	
					■内線 □外線	2-4037

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 7 商業観光課
(4) 監査結果	報告書 108 頁掲載
■ 意見	・当初から十分な修繕工事を行うべき 平成30年に修繕工事を行ったものの十分でなく、改めて、令和2年に崩土除去修繕工事が必要となった。市に二重の負担が発生する結果を生じている。一度目の土のうを積む法面修繕工事は不十分なものであったと言わざるを得ず、2年以上にわたって危険な状態が続いていた。土のうを積むだけでなく、当初から十分な費用をかけて二度目のような崩土除去修繕工事に対応をすべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 課長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月13日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		当課が所管する観光施設においては利用者の安全確保のため、土砂災害などによる事故等に対して迅速な対応が求められる。今後、緊急的な修繕工事の対応が必要となった場合は、修繕実施事業者と現場確認の上、過去の修繕方法等を参考に最適な修繕を実施する。なお、本件についてはすでに終了した案件であるため、不措置とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
					成瀬 剛史	
					谷口 元	
					■内線 □外線	2-4034
35	3	1	1	7		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 7 商業観光課
(4) 監査結果	報告書 111 頁掲載 ・本負担は補助金として公益上の必要性を検討して実施するべきである ■ 指 摘 「豊田市中心市街地駐車無料サービスフリーパーキング駐車場利用に関する覚書」では、市の施設利用者がフリーパーキングを利用する負担金としての駐車料金が約定され、市から運営事業者に対して年間1億3000万円を超える負担金が別途支払われている。これについては、市の施設利用者が負担すべき駐車料金を政策的に無料（上限5時間）として市がこれを肩代わりする点で対価を伴う金銭の給付（負担金）であると理解できる。しかし、加盟店の駐車料金を運営事業者が減額支援したことに対して、市がこれを補填することはフリーパーキング事業の継続のために、対価なく支出する補助金である。そうであれば、地方自治法第232条の2に従い、「公益上必要」であることが求められるので、この点に関する検討が必要であった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月28日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		市は中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地の活性化を推進している。当計画の目標指標のひとつとしてフリーパーキング対象駐車場の総利用時間が掲げられており、フリーパーキング事業は中心市街地の活性化にあたって極めて重要な機能として位置付けられている。「豊田市中心市街地駐車無料サービスフリーパーキング駐車場利用に関する覚書」に基づく負担の趣旨は、施設利用者の駐車料金負担を軽減することによって、中心市街地への来街促進を見込むものであり、これは当事業の適正な運営及び事業の存続があって初めて成り立つものである。 運営事業者の加盟店に対する減額支援に伴う当該負担金は事業の存続、ひいては、中心市街地の活性化を対価とするものであり、指摘の内容には該当しない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部		商業観光課
					成瀬 剛史		
					谷口 元		
					■内線 □外線	2-4034	

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 7 商業観光課
(4) 監査結果	報告書 111 頁掲載
■ 意見	・重複受給を回避するために周知を徹底するほか、申請書類を工夫すべき 豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金交付要綱第3条第5号の規定する他の協力金を重複して受給していたため、本協力金の交付決定を取り消し、返還させた例が7件存在した。他の協力金の重複受給を回避するために周知の徹底を図る、申請書類に他に受給した協力金や申請中のものを記載させるなど、対応を工夫すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月28日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市新型コロナウイルス感染症対策テナント事業者協力金は交付を終了し、今後も交付する見込みがないため、当該事業に対する措置を講じることとはできない。ただし、今後、重複受給を回避する必要がある支援を行う場合は、申請書類中に、他に受給した協力金や申請中のものを記載させるなど対応を工夫する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	商業観光課
37	3	1	2	30	成瀬 剛史	
					内川 哲雄	
					■内線 □外線	2-4032

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 7 商業観光課
(4) 監査結果	報告書 114 頁掲載
■ 意見	・支出の法的根拠が薄弱である 要綱を根拠として、財源を予算の流用に求めた場合、支出の法的根拠は極めて薄弱であることに注意されたい。豊田市中小企業団体等事業費補助金交付要綱を改正し、本補助金を新設した令和2年11月10日当時、財源の手当があったとは考え難いことから、始めから流用を予定していたと考えられる。しかし、補助金のような公益性を必要とする事業については、仮に新型コロナウイルス感染症対策であっても、補正予算で措置するべきである。特に、支出根拠を要綱で定め、予算を流用した場合には、民主的な意思決定が一切なされていないことに注意が必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月28日課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)		今後、本件のような不測の事態における市民への支援が必要となった場合は、必要額、内容等を財政課と協議し、予算流用で対応せずに議会等により民主的な意思決定をとった上で対応をしていく。本件については、すでに完了した事案であるため不措置とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校づくり推進課
					大橋 史幸	
					加藤 壮一郎	
					■内線 □外線	2-7555
39-1	3	1	1	8-1		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 8 学校づくり推進課
(4) 監査結果	報告書 130 頁掲載
■ 指 摘	・恣意的な執行節の選択は避けるべき 工事請負費から修繕料に流用すれば、ハンドブック記載のルールが修繕料について曖昧であるために指名競争入札にすることができるというのでは、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の潜脱であると言わざるを得ない。国による交付金の交付対象事業は、危険建物、不適格建物の改築のほか、地震防災対策、トイレ洋式化やバリアフリー化などを行う大規模改造等であることから、修繕料ではなく工事請負費というべき経費である。そして、修繕料について市内のルールが存在しない場合には、大原則を定める地方自治法を始めとする関係法令に則って処理されるべきで、この場合、一般競争入札を原則とする必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月 1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		契約が完了しており、当該契約に係る書類について修正等の措置を講じることができないため、不措置とする。 今後については、実施する内容を節別ハンドブックと照らし合わせながら、財政課、工事担当課等とより綿密な協議をした上で適切な執行節で執行をしていく。 なお、修繕については、令和3年4月に全庁的なルールが整備され、指名競争入札での執行となっている。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					企画政策部	財政課
39-2	3	1	1	8-2	柘植 孝悦	
					柴田 賢人	
					■内線 □外線	3-1112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第2 予算の流用と予備費の充用 8 学校づくり推進課
(4) 監査結果	報告書 130 頁掲載
■ 指 摘	・恣意的な執行節の選択は避けるべき 財政課としても、予算更正伺書から法令潜脱の意図が確認できた場合には、豊田市予算決算会計規則第17条第2項の「審査」に基づくチェック権限を駆使し、流用を認めない決定をしなければならない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月 2日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	執行節の選択においては案件の内容に応じて引き続き適切な判断を実施し、法令潜脱の意図が確認できた場合には流用を認めない。		
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	徹底を図るため、改めて上記内容を課内に周知した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					市長公室	経営戦略課
40	3	1	2	32	小船 将克	
					岡本 拓也	
					■内線 □外線	3-0112

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 1 市制70周年記念ロゴマーク応募作品展覧会実施業務委託
(4) 監査結果	報告書 133 頁掲載
■ 意見	・ 進行管理費の精算額の算出方法について 展覧会の中止に伴い、契約金額をどのように変更するかは豊田市業務委託契約約款第10条の趣旨に基づき、市と受託者とで協議して定める必要がある。進行管理費の精算についても双方の協議次第という側面はあるものの、協議結果は合理的なものである必要がある。この点、「進行管理費」という名称からは、進行管理業務に対する対価と解され、委託料の一部に対する一定割合の金額とするよりは、具体的に遂行された進行協議業務の業務内容やこれに割いた執務時間を考慮して算出額を積算するのが合理的で妥当な解決方法であったと考えられる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月18日課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		契約が令和3年1月14日に完了しており、当該契約に係る書類について修正等の措置を講じることはできないため、不措置とする。 なお、今後の契約事務において、進行管理費に変更が生じる場合は、委託業者と進行状況等を協議の上、変更金額を積算する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
41	3	1	2	33		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 2 ふるさとふれあいウォーキング「歩かまい稲武」事業負担金
(4) 監査結果	報告書 134 頁掲載
■ 意見	・ウォーキング大会看板について令和2年度内に制作する必要性がない ウォーキング大会看板は、令和2年度の開催中止が決定された後発注されているところ、令和2年度内に制作する必要性はない。次年度以降に使用することがあるかも知れないが、次年度以降の開催の可否は不明であるし、保管しているだけでも看板の老朽化は進むのであるから、令和2年度に作成しても行政効率が悪い。必要となった年に新たに制作すべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日 支所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果に基づいて、事業遂行上、真に必要なもののみを執行することは適正な行政事務に資するため、令和4年4月に改めて基本的な考え方を徹底することを決定した。 なお、監査対象となったウォーキング大会看板については、令和2年度におけるものであり、現時点において対応することのできる事項はないことから、不措置とする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					尾形 洋	
					☐ 内線 ☒ 外線	82-2511

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 3 ラリーイベント等を活用したまちづくり事業負担金
(4) 監査結果	報告書 136 頁掲載
■ 意見	・PRグッズ制作の必要性の検討が不十分である 変更協定書作成時点において、制作するPRグッズは国道掲示用の懸垂幕や配布用のノベルティ、販売も想定するノベルティを想定し、別事業の実績を参考にした概算で105万円という金額を計上したとのことである。しかし、結果として上記グッズは制作されていない。上記懸垂幕やノベルティを制作する必要性の検討が不十分であったといわざるをえない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日支所長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		今後は、変更協定書を締結する前に、何に使うのかなど具体的な内容を確認し、その必要性の判断を行った後に変更協定書を締結するようにする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					尾形 洋	
					□内線 ■外線	82-2511

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 3 ラリーイベント等を活用したまちづくり事業負担金
(4) 監査結果	報告書 136 頁掲載
■ 指 摘	・制作するグッズを変更する場合は再協議し、再度変更協定書を作成すべき 実際に制作された「PRグッズ」は、変更協定書作成時点において想定され、収支予算書の備考欄にも記載されていたグッズとは異なるガチャガチャの景品等であった。このように、変更協定時に予定されていたグッズとは異なるグッズを製作することになったのであれば、その必要性や必要経費も異なるのであるから、再度変更協議を行い、当該グッズを制作すること及びその費用の必要性、相当性等を検討した上で、変更協定書を作成すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日支所長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		変更協定書締結後において、口頭協議により、懸垂幕から限定的な使用に限らず各種幅広いイベントで利用できるグッズ等に変更をした。 口頭での協議で変更してしまっていたことから、今後変更が生じる場合は、当該グッズを制作すること及びその費用の必要性、相当性等を検討し、変更協定書を作成した上で行うこととする。 なお、監査対象となったグッズの制作については、現時点において対応することのできる事項はないことから、不措置とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					尾形 洋	
					□内線 ■外線	82-2511
44	3	1	1	10		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 3 ラリーイベント等を活用したまちづくり事業負担金
(4) 監査結果	報告書 136 頁掲載
■ 指 摘	・ 令和2年度内にグッズを制作する必要性がない PRグッズが制作されたのは令和3年3月であり、制作されたグッズを年度内に利用することは予定されておらず、具体的な使用時期や使用場所も決まっていなかった。このような状況の下、グッズを制作する必要性は見受けられない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日支所長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		変更協定書締結後、速やかにグッズを購入すべきであったが、新型コロナウイルスの影響で他のイベントが中止となり、購入する時期が遅くなってしまった。 契約者と打合せを随時行うことし、連絡・連携を密に行いながら適切に事業を実施していく。 なお、監査対象になったグッズについては、令和2年度におけるものであり、現時点で対応することのできる事項はないことから、不措置とする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見 秀行	
					加納 祐太	
					□内線 ■外線	65-2001
45	3	1	1	11		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 4 豊田市和紙のふるさと和紙漉き体験業務委託
(4) 監査結果	報告書 137 頁掲載
■ 指 摘	・ 「市長が必要と認める業務」という規定の解釈運用のあり方 臨時休館により、業務内容が変更されているが、仕様書に定める「市長が必要と認める業務」であるとして契約の変更はなされていない。市によると、豊田市職務権限規程第19条並びに別表第1及び別表第2に基づき、小原支所において、判断したとのことであった。しかし、変更協議書は作成されておらず契約変更をしたものではなく、仕様書の「市長が必要と認める業務」であるとして、契約変更手続を経ずに、小原支所のみで判断した点に問題がある。「市長が必要と認める」という言葉は多用されているが、これが空文化して所管課のみで判断することが常態化しているのであれば、認識を改める必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月30日自治推進室長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき「市長が必要と認める業務」の記載の必要性を検討し、削除することとする。不測の事態により契約内容を変更する際は、指摘のとおり変更協議書及び変更契約書を作成する手続を執ることとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年度契約から「市長が必要と認める業務」の記載を削除した。契約内容に変更が生ずる際は、変更協議の上、変更契約書を作成する。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見 秀行	
					加納 祐太	
					□内線 ■外線	65-2001
46	3	1	1	12		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 4 豊田市和紙のふるさと和紙漉き体験業務委託
(4) 監査結果	報告書 137 頁掲載
■ 指 摘	・ 変更契約締結の必要性 和紙原料栽培業務は、仕様書に具体的に記載された主要な業務とは性質が異なる業務なのであるから、これを委託対象業務とするのであれば、変更協議の上、変更契約書を作成すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 予定
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年3月30日自治推進室長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査指摘に基づき、不測の事態により契約内容を変更する際は、変更協議書及び変更契約書を作成する手順を執ることとする。 なお、監査対象となった和紙原料栽培業務については、現時点において対応することのできる事項はないことから、不措置とする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ振興課
					都築保裕	
					阿垣一大	
					■内線 □外線	3-7152
47	3	1	2	35		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 5 「夢の教室」 in 豊田業務委託
(4) 監査結果	報告書 139 頁掲載
■ 意見	・変更協議は速やかに行うべき 5月から開催を中止しているにもかかわらず、9月に第1回変更協議を行っているが、変更契約締結は遅れても協議は速やかに行うべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月21日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として変更協議を速やかに行うべきとの指摘を受けたが、契約手続きが完了していた。そのため、改めて、契約事務の手引きを確認し、令和4年度以降適正な事務を行うことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	スポーツ振興課
					都築保裕	
					阿垣一大	
					■内線 □外線	3-7152
48	3	1	2	36		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 5 「夢の教室」 in 豊田業務委託
(4) 監査結果	報告書 139 頁掲載
■ 意見	・ 変更契約書は速やかに締結すべき 有償・無償の変更が早くに決定していたのであれば、その時点で変更協議を行い、変更契約を締結すべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 課長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月21日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として変更協議を速やかに行うべきとの指摘を受けたが、契約手続きが完了していた。そのため、改めて、契約事務の手引きを確認し、令和4年度以降適正な事務を行うことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-2173
49	3	1	2	37		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 6 豊田市駅前イベント企画・運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 141 頁掲載
■ 意 見	・ 任意解除の規定により合意解約する方法も検討するべきであった 契約を存続させた場合、委託検査が必要であり、企画書等の成果物に関する権利が市に帰属することになる。この点、本件業務委託においては、成果物が存在しないとのことであった。そうすると、委託検査の対象が存しないか、極めて限定されるため、委託検査の実効性が乏しい。また、市に帰属する成果物に係る権利も存しないことから、契約を存続させる必要性が乏しい。端的に契約の解消と損害額の確定のため、合意解約書を締結するべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、「任意解除の規定により合意解約する方法も検討するべきであった」と意見をいただいたが、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後、同様に不測の事態が発生し成果物が存在しない場合は、契約の任意解除の規定により合意解約する方法について検討する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7173
50	3	1	2	38		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 7 豊田市駅下装飾業務委託
(4) 監査結果	報告書 142 頁掲載
■ 意 見	・ 変更契約締結決定書の誤記 令和2年8月20日付け「変更契約締結決定書」における原契約締結日欄に「令和2年7月10日」とあるのは、「令和2年5月29日」の誤記である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果の意見のとおり、令和2年8月20日付け「変更契約締結決定書」における原契約締結日欄に「令和2年7月10日」とあるのは、「令和2年5月29日」の誤記である。対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後は、同様な事務ミスが再発しないように、起案者を始め決裁者が委託契約事務の確認シートを基に日付等の確認を行う。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7173
51	3	1	1	13		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 7 豊田市駅下装飾業務委託
(4) 監査結果	報告書 142 頁掲載 ・ 変更後の委託料算出方法
■ 指 摘	本委託業務の内容は、デザイン制作、印刷、施工の各工程である。当初の委託費積算書においては、他の入札業者の見積書を根拠にデザイン制作の単価として4万円を積算したにもかかわらず、受託者の見積書を根拠に10万5000円と大幅な増額となっている。本件業務委託が中止となり、印刷工程に進んでいないのであれば、当初積算単価のとおりであれば、最大4万円の支出で済んでいたにもかかわらず、積算単価の変更により、11万5500円（税込）の支出となったのは、恣意的に単価を変更し、受託者の利益を図ったとしか考えられない。また、変更契約の根拠資料となる受託者作成の上記見積書は令和2年8月28日付けとなっているのに対し、変更契約は令和2年8月20日に締結されている。仮に上記見積書が令和2年8月28日に市に提出されたのであれば、根拠資料を確認することなく上記積算単価の増額に係る変更契約を締結していたこととなる。この点、市は令和2年8月20日に令和2年8月28日付けの上記見積書を受領したと回答するが、そうであれば直ちに日付の修正を受託者に求めるべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
	監査結果の指摘のとおり、見積書の提出日は、令和2年8月28日は誤りで、令和2年8月20日が正しい。 対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後は、同様な事務ミスが再発しないように、起案者を始め決裁者が委託契約事務の確認シートを基に日付等の確認を行う。		
(3) 実施した措置の内容			
(措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
52	3	1	2	39	■内線 □外線	2-7173

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 7 豊田市駅下装飾業務委託
(4) 監査結果	報告書 143 頁掲載
■ 意見	・ 任意解除の規定により合意解約する方法も検討すべきであった 受託者の見積書が令和2年8月20日までに提出されていたことを裏付ける資料がなく、増額した根拠は明らかにならなかったが、仮に、11万円余りの支出が、精算方法としてやむを得ない金額であったのであれば、デザイン制作料の根拠不明な増額ではなく、契約の解消と最終的に支払うべき損害額の確定のため、合意解約書を締結する過程で、11万5000円の算出根拠を明確にする方法もあった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	監査の意見のとおり、受託者の見積書が令和2年8月20日までに提出されていたことを裏付ける資料はなく、(監査見積書の提出日は、令和2年8月28日は誤りで、令和2年8月20日が正しい) 増額の根拠は明らかでなかったが、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後は、同様の事例が発生した時は、損害額の確定のため、精算方法として任意解除の規定による合意解約する方法についても検討する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7173
53	3	1	2	40		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 7 豊田市駅下装飾業務委託
(4) 監査結果	報告書 143 頁掲載
■ 意 見	・ 契約金額の内訳を予め明確にしておくことが望ましい 当初契約金額である31万3500円（税込）については、積算根拠が不明である。変更契約のために受託者から提出された見積書を信じれば、印刷と施工の工程の委託料内訳は18万円（13万円＋5万円）であったことになるが、市による当初の委託料積算書の39万5200円（30万円＋9万5200円）とは大きな乖離がある。不測の事態により委託業務が中断することも予め想定し、契約金額としての委託料の内訳も明確にしておくことが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、契約金額の内訳を予め明確にすることが望ましいという意見について、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後、同様の契約事務が発生した場合は、変更契約で算出根拠を明確にする方法及び任意解除の規定による方法を検討する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	ラリーまちづくり推進課
					塚田 知宏	
					山田 統裕	
					■内線 □外線	2-7173
54	3	1	2	41		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 8 世界ラリー選手権PRコーナー制作業務委託
(4) 監査結果	報告書 145 頁掲載
■ 意 見	・ 変更契約の根拠資料である見積書の提出時期 変更契約の根拠資料となる受託者作成の見積書は令和2年8月28日付けとなっているのに対し、変更契約は令和2年8月20日に締結されている。仮に見積書が令和2年8月28日に市に提出されたのであれば、根拠資料を確認することなく変更契約を締結していたこととなる。この点、市は令和2年8月20日に令和2年8月28日付けの上記見積書を受領したと回答するが、そうであれば直ちに日付の修正を受託者に求めるべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月20日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	監査結果として、変更契約の根拠資料である見積書の提出時期について意見をいただいているが、見積書の提出日は、令和2年8月28日は誤りで、令和2年8月20日が正しい。ご意見のとおり、提出日が誤りであれば直ちに日付の修正を受託者に求めるべきであったが、対象となった契約事務は、その年度限りで実施したもので既に完了しており、書類の修正等を行うことができないため不措置とした。 今後は、同様な事務ミスが再発しないように、起案者を始め決裁者が、委託契約事務の確認シートを基に日付等の確認を行い、契約中に誤りが発覚した時は、直ちに受託者に修正を求めることとする。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
55	3	1	2	42	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 9 公金警備輸送等業務委託
(4) 監査結果	報告書 147 頁掲載
■ 意 見	・金額の変更を伴わない変更契約も変更契約書を締結する必要がある 契約金額の変更を伴わない変更契約は変更契約書を締結する必要があるとしてしまうと、第三者から見ると変更契約書を締結しないために契約金額が変更しないように変更内容を意図的に調整したとの疑いが生じる。また、契約当事者にもそのような動機づけが働かないとは言いきれないと解される。金額の変更を伴わなくても給付内容の変更は軽微な変更とはいえ、変更契約書を締結する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		不措置の理由：意見の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことができないため。 委託契約事務の取扱いとして、変更協議後の変更契約書の締結省略は行わないとの契約課の通知に基づき、今後は変更契約書を締結する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
56	3	1	2	43	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 10 豊田市美術館ミュージアムショップ運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 149 頁掲載
■ 意見	・不測の事態において支払回数を増やす変更には変更契約は不要である 市は当初契約では年4回払いの約定であったところ、変更協議により毎月の12回払いに変更し、さらに4月30日に変更契約書を締結している。市にとっては契約で定められた期限の利益を放棄するものであり、受託者にとって不利益はない。平時であれば今回のように変更契約書を締結して支払回数を増加するところ、真に不測の事態下では、変更契約書を締結するまでもなく、受託者に不利益のないこのような変更は行うべき場合がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		委託契約事務の取扱いとして、変更協議後の変更契約書の締結省略は行わないとの契約課の通知もあり、双方の合意事項として契約内容の変更を変更契約書として締結することは意義のあることである。よって、今後、同様の事例があれば、同様の対処をする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
57	3	1	2	44	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 10 豊田市美術館ミュージアムショップ運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 149 頁掲載
■ 意見	・ 出勤日の変更を伴う業務内容の変更には変更契約書を締結する必要がある 委託料に変更がない場合でも、出勤日の変更は業務内容の重要な変更であり、変更契約書を締結して対処するべきである。変更協議書（第3回）に、その他として「金額の変更を伴わない軽微な変更であるため、変更契約書は交わさない」と記載されていたが、変更契約書を締結しないために契約金額が変更しないように変更内容を意図的に調整したとの疑念を抱かれないためにも、変更契約書の締結は必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	不措置の理由：意見の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことができないため。 委託契約事務の取扱いとして、変更協議後の変更契約書の締結省略は行わないとの契約課の通知に基づき、今後は変更契約書を締結する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
58	3	1	2	45	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 1 1 豊田市美術館清掃管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 150 頁掲載
■ 意 見	・業務内容の変更には変更契約書を締結するべきである 委託料に変更がない場合でも、委託業務の内容の変更は重要な変更であり、変更契約書を締結して対処するべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 159 頁 14 (4) ア 報告書 160 頁 15 (4)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	不措置の理由：意見の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことができないため。 委託契約事務の取扱いとして、変更協議後の変更契約書の締結省略は行わないとの契約課の通知に基づき、今後は変更契約書を締結する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
59	3	1	2	46	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 12 豊田市美術館常駐警備業務委託
(4) 監査結果	報告書 152 頁掲載
■ 意見	・不測の事態下であっても、契約変更の理由は合理的に記載すべき 令和2年4月11日の第1回変更協議において、美術館の臨時休館に伴い、総ポスト数に変更が生じないよう調整しているが、この早期の調整によって、委託期間終了間際にポスト数が不足するに至っている。この点市によると、美術館の再開館時にも新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、来館者や美術館スタッフに対して、より一層の感染対策（3密対策等）を実施しての美術館運営をする必要があった。そのために巡回等の回数が平常時よりも増えて、来館者の行動様式が落ち着くまでの間は、ポスト数を増やす必要があった。また、委託期間終了間際にポスト数が不足したことは、上記の理由と直接関係なく、3月中頃に終了した展覧会の作品の入替えにおいて、展示室等における警備員の立会い頻度が当初の見込みよりも多くなったため、とのことであった。しかし、変更協議書（第1回）の変更理由では、ポスト数の減少が変更の主たる理由であることが明確にされている。逆に、再開後の警備体制や必要ポストについて何も触れることなく臨時休館による減少ポスト数と同数を再開後に増加させ、金額の変更なし、変更契約書は交わさないと結論している。不測の事態下であっても、変更の理由は合理的に記載する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	不措置の理由：意見の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことができないため。 今後、同様の事例があれば、変更の理由を合理的に記載する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
60	3	1	2	47	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 1 2 豊田市美術館常駐警備業務委託
(4) 監査結果	報告書 153 頁掲載
■ 意見	・ポスト数の調整についても変更契約書を締結する必要がある 金額の変更を伴わない変更契約は軽微な変更であるとして変更契約書の締結を不要とすると、変更契約書を締結しないために安易にポスト数を調整して総ポスト数に変更が生じないようにする動機づけが働きかねない。ポスト数の変更は受託者の給付内容の変更を伴うものであり軽微とはいえず、また、ポスト数の変更について慎重を期するためにも、変更契約書の締結は必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	不措置の理由：意見の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことができないため。 委託契約事務の取扱いとして、変更協議後の変更契約書の締結省略は行わないとの契約課の通知に基づき、今後は変更契約書を締結する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
61	3	1	1	14	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	
					3 4－6 7 4 8	

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 1 3 豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 156 頁掲載
■ 指 摘	・ 自宅研修は本業務委託の内容とは関連性が認められない 本業務委託は、美術館における美術品の保護、来館者の安全確保及び事故防止等を目的として美術館としての会場運営業務等を委託するものである。これに対して、令和2年4月14日付け受託者の「豊田市美術館受付・看視スタッフ在宅研修について」によると、自宅待機とした受付・看視業務のポストに課した自宅研修の内容は、接遇の基本、豊田市美術館での業務に当たっての知識の確認等であり、受託者の職員教育ではあるが、市に対する委託業務の履行とは認められない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	不措置の理由：指摘の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことはできないため。		
■方針 (措置区分 A・B・C・D)	今後、同様の事例があれば、自宅研修は委託業務の一環として認めず、ポスト数の減少に伴う委託料減額の変更契約を締結する。		
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
62	3	1	1	15	田境 志保	
					松田 吉範	
					☐ 内線 ☒ 外線	3 4 - 6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 1 3 豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 156 頁掲載
■ 指 摘	・業務内容の変更には変更契約書を締結するべきである 自宅研修が本業務委託の内容であるとするためには、変更契約書を締結しなければならない。委託料に変更がない場合でも、委託業務の内容の変更は重要な変更であり、変更契約書を締結して対処するべきである。ただし、市の職員ではない受託者の職員が自宅研修することを内容とする業務委託の変更契約は、合理的とは認め難い。このような不合理性を自覚するためにも、契約金額の変更を伴わない場合にも変更契約書を締結する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)	不措置の理由：意見の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことができないため。 委託契約事務の取扱いとして、変更協議後の変更契約書の締結省略は行わないとの契約課の通知に基づき、今後は変更契約書を締結する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
63	3	1	1	16	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 13 豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 156 頁掲載
■ 指 摘	・ 自宅研修のために支出した委託料は実質的な補助金である 受託者の職員が自宅研修をして研鑽を積むことは、受託者の業務との関係では対価関係はあるものの、市の業務委託との関係では対価関係が認められない。市が対価なく受託者に金員を支払うことには、実質的に補助金支出としての意味がある。市が補助金を支出できるのは、公益上必要な場合に限られる。本委託料の支出に当たっては公益上の必要性についての検討が必要であった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		不措置の理由：指摘の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことはできないため。 今後、同様の事例が出た際には、自宅研修は委託業務の一環として認めない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
64	3	1	1	17	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	34-6748

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 13 豊田市美術館作品看視等会場運営業務委託
(4) 監査結果	報告書 157 頁掲載
■ 指 摘	・ 休館期間中の減少ポストを自宅研修に当てたことは経済性に反していた 美術館の臨時休館に伴い、その期間におけるポスト数が減少し、減少したポスト数を自宅研修に当てることで臨時休館のポスト数に変更が生じないように調整したが、この早期の調整によって、結果として、委託期間終了が近づいた1月下旬にはポスト数が不足するに至っている。この点市によると、美術館の再開館時にも新型コロナウイルス感染症は収束したわけではなく、来館者や美術館スタッフに対して、より一層の感染対策を実施しての美術館運営をする必要がありポストの増加が必要となったもので、消化するためだけに調整されたものではない、とのことであった。しかし、変更協議書（第1回）の変更理由では、ポスト数の減少が変更の主たる理由であることが明確にされており、市が述べる上記理由は後付けと言わざるを得ない。不測の事態下であっても、ポスト数の調整は慎重に行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		不措置の理由：指摘の対象となった契約の事務は既に完了しているものであり、書類の修正を行うことはできないため。 今後、同様の事例が出た際には、自宅研修は委託業務の一環として認めず、ポスト数の調整についても慎重に行っていく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					生涯活躍部	美術館
66	3	1	2	49	田境 志保	
					松田 吉範	
					□内線 ■外線	3 4－6 7 4 8

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 1 4 豊田市美術館樹木管理業務委託
(4) 監査結果	報告書 159 頁掲載
■ 意 見	・ 視野を広げて委託料の有効活用を 樹木管理業務等の業務内容を、美術館の臨時休館を受けて合計27日分の業務日数を休館中でも作業を行うことができる業務に充てたが、その成果については確認することができなかった。危険木や支障木は、美術館に限らず様々な公共施設に共通する問題であるから、変更契約を締結の上、他の公共施設の危険木や支障木の点検を受託者に依頼するなど、不測の事態下であっても既存の委託契約に基づく委託料を有効活用されたい。なお、危険木や支障木の情報を収集して経過観察をすることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月16日 副館長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	当該予算は、美術館の樹木管理に関するものであり、変更契約を結ぶにしても、他の公共施設の危険木等の点検を受託者へ依頼したり、仕様書に含めたりすることはできない。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	次世代育成課
					宇佐美 由紀	
					矢藤 亜矢子	
					■内線 □外線	2—2 5 1 2

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 16 子どもの居場所づくり事業業務委託
(4) 監査結果	報告書 163 頁掲載
■ 意 見	・増額の必要性について 市は、新型コロナウイルス感染症対策にかかった費用を当初金額の範囲で認めているが、契約変更の是非は、減額と増額それぞれについて検討されるべきであるから、減額と増額を一致させることに必然性は認めがたく、むしろ感染対策のために必要かつ十分な費用かどうか十分検討がなされたか疑問である。逢妻子どもの居場所づくり事業業務委託を除いて、いずれも新型コロナウイルス感染症が明らかになってから発注されており、委託費積算書には初めから新型コロナウイルス対策費が計上されている。それでもなお増額が必要になった理由は、契約変更にあたっての案件発注決定書、変更協議書及び契約締結決定書からは不明である。また、その増額で子どもやスタッフの安全が確保されたといえるかどうかの検証もできない。増額が必要な理由や金額の正当性については、具体的な事情に基づいて検討し、記載する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年11月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	意見のとおり、減額と増額の理由を変更協議書において明確にし、契約者と実情に応じた変更協議・変更契約を行うものとした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年度においては、減額・増額のそれぞれを検討した結果、減額が多くなったため減額分は返還いただいた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	次世代育成課
					宇佐美 由紀	
					矢藤 亜矢子	
					■内線 □外線	2—2 5 1 2
69	3	1	2	52		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 16 子どもの居場所づくり事業業務委託
(4) 監査結果	報告書 163 頁掲載
■ 意 見	・豊松自治区地域子どもの居場所づくり事業業務委託における増額の必要性 本事業では、令和3年3月2日の案件発注決定及び変更協議でイベントの実施回数の変更に伴う管理費・報償費の減額9500円と消毒液等の需用費の増額9500円を行うことが決まり、同月5日に変更契約が交わされているところ、その間の同月4日午後3時31分、受託者から、余白に「※2/22『代休日わんぱく』休止の為、人弁費（ママ）4500円、講師料5000円 返金します。」と付記された「令和2年度地域子どもの居場所づくり事業見込み収支決算書」がFAXにより提出されている。その後、最終的な「令和2年度地域子どもの居場所づくり事業収支決算書」には、余白に「代休日休止の為、9500円返金予定でしたが コロナ対策用品と事務用品を購入させていただきました。」と付記され、支出欄には「事務用品」が3000円、「コロナ対策費」が6500円追加されていた。つまり、受託者は、3月4日から同月31日までの間に上記物品を購入していると思われるが、契約終了まで1か月を切った段階で増額の変更契約をしてまで購入しなければならない事情は不明である。増額の必要性や金額の妥当性を慎重に検討するべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年11月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	増額の必要性や金額の妥当性を確保するため、変更にあたっては受託業者との協議を慎重に行い、変更協議書に変更内容を明確に記載し、妥当性のない事案に対しての増額変更はしないよう改善する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年度においては、実情に応じて精算し、減額分は返還いただいた。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	次世代育成課
70	3	1	2	53	宇佐美 由紀	
					矢藤 亜矢子	
					■内線 □外線	2-2512

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 16 子どもの居場所づくり事業業務委託
(4) 監査結果	報告書 164 頁掲載
■ 意 見	・ 変更協議は予め行うべきである 本件各事業では、一部を除いて、令和3年3月2日に変更協議及び変更契約の発注決定がなされ、同月5日に契約締結決定及び変更契約締結が行われている。しかし、委託業務の一部を中止したり、費用を追加したりするのであれば、本来、そのこと自体を将来に向かって意思決定するべきである。感染拡大状況に応じて臨機応変に対応しなければならなかったことを思えば、変更契約締結が3月5日となったことが直ちに遅滞であるとはいえないが、少なくとも感染拡大に合わせて一部中止とすることや、対策費を追加することについては事前に決定し、受託者と変更協議しておくべきである。したがって、少なくとも変更協議や変更契約の発注決定については、方針を固めた段階で行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 166 頁 17 (4) ア

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年11月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)	意見のとおり、変更の事由が発生し、方針を固めた時点で、変更協議をおこなうべきであった。今後は、変更の事由が発生し、契約変更が生じることが予測される場合は、速やかに変更協議を行うこととした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年度は、令和2年度のようにコロナにより大きく委託事業を止めることはなかったため、3月での変更協議となったが、上記方針に基づき、今後事務を行うこととした。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					子ども部	次世代育成課
72	3	1	2	55	宇佐美 由紀	
					深津 拓也	
					■内線 □外線	2-2517

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 17 豊田市放課後児童健全育成事業業務委託
(4) 監査結果	報告書 167 頁掲載
■ 意 見	・ 増額と減額それぞれについて変更協議するべきである 変更に当たって、増額と減額の双方がある場合には、増額と減額が一体の関係にない限り、それぞれ是非を検討する必要がある。そのため変更協議書の「変更金額（概算）」の欄には「増額分」を記載する欄と「減額分」を記載する欄が設けられている。ところが、本件各事業の変更協議書では、「変更金額（概算）」の「増額分」の欄は「0千円」であり、「減額分」の欄に増額と減額の差額が記載されているのみである。変更の委託費積算書や案件発注決定書には増額の記載があるので、市として増額の検討はなされているものの、変更協議に当たっても、増額と減額それぞれについて協議して記録に残すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月31日 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年11月30日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	意見のとおり、増額と減額の変更協議はそれぞれ行うべきもののため、金額の記載をそれぞれ行うこととした。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和3年度においては、上記方針に沿って事務を行った。令和4年度においては、さらに、変更事由がある程度固まる時期に、1度目の変更協議を実施することとした。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	循環型社会推進課
					金原 昭仁	
					漆間 康祐	
					□内線 ■外線	71-3001

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 18 リサイクルステーション資源収集運搬業務委託
(4) 監査結果	報告書 168 頁掲載
■ 意 見	・追加された特別収集の単価が不相当である 仕様書において、特別収集の収集品目はプラスチック製容器包装、ペットボトル及び飲料缶の3品で、単価は1回1万3700円とされている。リサイクルステーション再開に伴い追加された特別収集について、ペットボトル及び飲料缶の2品やペットボトルの1品しか収集されない日があった。このような収集日についても、決算においては、3品収集された日と同じ単価である1万3700円で計算されていた。収集品目の減少により、業務量も減少するのであるから、2品又は1品の場合の単価を定め、これを適用するのが相当である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月13日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、2品目及び1品目を収集する時の単価を定めることを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和5年 8月31日 課長決定	措置完了 令和5年8月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、2品目及び1品目を収集する時の単価を定めることを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和3年度以降は、同様の収集がなかったため実績がないが、同様の収集となった場合には、それぞれ適正な単価を定めることとする。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					環境部	循環型社会推進課
					金原 昭仁	
					漆間 康祐	
					□内線 ■外線	71-3001

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 18 リサイクルステーション資源収集運搬業務委託
(4) 監査結果	報告書 168 頁掲載
■ 指 摘	・数量変更の場合の委託費の増減を契約書に明記しておくべきである 数量変更があった場合の委託費の増減ルールについて、委託契約書に定められていない。委託先が協議に応じない場合、紛争となるおそれがある。そこで、数量変更があった場合のルールを契約書に明記しておくべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 169 頁 19 (3) 報告書 170 頁 20 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	■C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月13日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		委託の仕様書に「この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議して対処するものとする」と記載しており、この条文により数量が変更になった時は、協議の上、変更契約を行っていた。増減ルールを契約書に定めることについては、当課だけでなく全庁に影響する可能性があるため、次年度の案件については契約課に確認し対応する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ D 不措置	方針決定 令和5年 8月31日 課長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		委託の仕様書に「この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協議して対処するものとする」と記載しており、この条文により数量が変更になった時は、協議の上、変更契約を行っていた。 豊田市業務委託契約約款第10条の規定により仕様書にも同様の趣旨の条文を定めており、これらの規定に基づき、増減ルールも含めた契約内容について実情に合うように協議し、変更契約を行っている。よって、当初から増減ルールを契約書に定めることはしないこととし、不措置とする。 委託先が協議に応じず紛争となった場合は、適正な法的手続等に基づき、紛争解決をするものとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	総務監査課
					安藤恒仁	
					岩堀賢一	
					■内線 □外線	2-3512
78	3	1	2	58		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 21 豊田市戦没者春のみたま祭式典祭壇等設営委託
(4) 監査結果	報告書 171 頁掲載
■ 意見	・ 解約合意書締結による契約解消も検討するべきであった 豊田市業務委託契約約款第14条第1項には、任意解除権に関する規定があり、市は、必要があるときは契約を解除できる。解除した場合、同条第2項により、市は受託者に損害を賠償しなければならない。変更契約後の契約金額である8万8008円は、実際にかかった費用（実被害額）に関する参考見積書の金額を基にしており、同項の損害に相当する金額と考えられる。そうであれば、契約の解消と損害額の確定を内容とする解約合意書を締結するのが妥当であった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月 2日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		【措置を実施することとした理由】	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)		監査結果として、契約の解消と損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であったとの意見を受けたが、市に過失、不法行為等があったこととなってしまうため、契約を解除し損害賠償を支払うことは今回の措置になじまない。	
□方針の検討状況 (措置区分 E)		一方で、変更契約の際に、当初の積算項目になかった「祭壇用菊花手付金」の項目を付け加えたことや、業務が行われなかった「運搬・設営・撤去」の項目で30,040円を残して積算したことは、当初積算項目のうち既に発生した費用と発生しなかった費用を区分する観点からは適切でなかったと考えた。	
		【措置の内容】	
		今後再び式典を中止する事態が発生した時には、当初積算項目の	

	金額を変更する（例：花の手付金を既に支払っていた場合は、「祭壇用菊花」の金額を変更する）こととした。また、令和5年度の委託業務を発注する際の積算書には、「諸経費」の項目を追加し、準備期間中に生じたその他経費をこの項目で変更することとした。 【措置の実施計画】 措置の着手時期：令和4年12月、完了時期：令和5年4月
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】											
(1) 措 置 区 分	■A 措置完了	方針決定	令和4年	5月	2日	副部長決定	措 置 完 了	令和5年	4月完了		
	□B 措置中	方針決定	令和	年	月	日	長決定	措置完了予定	令和	年	月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	□D 不措置	方針決定	令和	年	月	日	長決定				
	□E 検討中										
(2) 監査結果に対する		【措置を実施することとした理由】 監査結果として、契約の解消と損害額の確定を内容とする合意書を締結するのが妥当であったとの意見を受けたが、市に過失、不法行為等があったこととなってしまうため、契約を解除し損害賠償を支払うことは今回の措置になじまない。 一方で、変更契約の際に、当初の積算項目になかった「祭壇用菊花手付金」の項目を付け加えたことや、業務が行われなかった「運搬・設営・撤去」の項目で30,040円を残して積算したことは、当初積算項目のうち既に発生した費用と発生しなかった費用を区分する観点からは適切でなかったと考えた。									
■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		【措置の内容】 今後再び式典を中止する事態が発生した時には、当初積算項目の金額を変更する（例：花の手付金を既に支払っていた場合は、「祭壇用菊花」の金額を変更する）こととした。また、令和5年度の委託業務を発注する際の積算書には、「諸経費」の項目を追加し、準備期間中に生じたその他経費をこの項目で変更することとした。									
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年度は式典を予定どおり開催し、契約変更することはなかった。また、積算書には諸経費の項目を追加した。									

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					消防本部	予防課
79	3	1	2	59	梅村 信一	
					尾形 徹也	
					■内線 □外線	8-310

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 22 少年消防クラブ防火防災体験ツアー設営業務委託
(4) 監査結果	報告書 172 頁掲載
■ 意見	・原契約を締結する必要があったとは認められない 委託契約の契約日から1週間余りで合意解除に至っている。令和2年5月下旬から6月にかけて全国の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少していたが、6月中旬から7月中旬にかけて急拡大しており、愛知県内でも7月22日にそれまでで最多の53名の新規感染者が報告されていた。少年消防クラブ防火防災体験ツアーの開催対応について、事前の検討が不十分であったといわざるをえない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する	市内の感染動向を注視しながら開催可否を直前まで検討し、開催日の20日前に開催を決定、同10日前に本契約を締結したが、市内の感染者数が急拡大し、契約日から1週間余りで参加校において感染者の発生を確認したため、開催中止を決定し、合意解除となったものである。 方針として、社会情勢等から開催時の状況を推測し、開催日の1か月前までに契約を締結できるよう開催可否を判断するとともに、契約締結後にやむを得ずに変更する必要がある場合は、変更契約で対応することとする。		
(3) 実施した措置の内容	上記方針に基づき、令和4年度の本事業について、7月23日(土)及び8月6日(土)の2回開催する方向で調整しており、5月中旬に開催可否を決定し、6月中旬に委託契約を締結する見込みである。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
					小山 幾子	
					古井 祐巳子	
					■内線 □外線	2-7512
80	3	1	2	60		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 23 旭高原少年自然の家野外学習送迎バス借入
(4) 監査結果	報告書 173 頁掲載
■ 意見	・貸切バスであることを踏まえた確認の必要性 貸切バスの運送については、道路運送法や国土交通省自動車局策定のガイドライン等があり、契約に当たってはそれらを遵守することが求められる。そして、上記ガイドラインは、事業許可を受けた者であるか否か、営業区域、任意保険・共済の加入状況等を確認するよう要請している。また、運賃及び料金は乗車時において地方運輸局長等に届け出て実施しているものによらなければ事業者が行政処分を受けること等が記載されている。さらに、「公示運賃の下限を下回る運賃での落札は、運行に必要な安全コストが計上されておらず、したがって、当該運行において利用者の生命身体の安全が十分確保されないおそれがあることに十分ご留意ください。」と注意喚起し、入札時には応札者が安全コストを含んだ届出運賃を基に入札額を積算したか等を確認することを勧めている。ところが、市では、貸切バス事業者の事業許可や営業区域、保険・共済加入の有無、運輸局に届け出た運賃及び料金の確認は行っていないとのことである。安全な運送を確保するために重要な事項であるから、上記ガイドラインに従った確認を行うことが必要である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 177 頁 24 (3) エ

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		上記ガイドラインは安全な貸切バスを選定・利用する際のポイントを示したものであり、ガイドラインに従った確認を行うことは安全性を高めるために非常に有効な手段ではあるが、本契約はバス業者との直接契約ではなく受託者は旅行者であり、旅行者を通じて大量かつ一時的にバスを確保しているため、直接確認することは難しい。 当課としては、ガイドラインはあくまでも参考としながら必要に応じて仕様書に規定することにより、これからも安全に留意した契約事務を行っていく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
					小山 幾子	
					下川 良佳	
					■内線 □外線	2-7512
81	3	1	1	21		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 24 豊田市総合野外センター野外学習送迎バス借入
(4) 監査結果	報告書 176 頁掲載
■ 指 摘	・中止（キャンセル）の記録を残すべきであったこと 本契約には、一般貸切旅客自動車運送事業標準約款第15条に従った違約料を支払う旨の約定があり、違約料発生の有無及び金額は、運送契約の解除（同条第1項）又は内容の変更が配送日時との時間的間隔によって区分されている。そうであれば、解除又は内容の変更をいつ行ったかは違約料の発生及び金額を左右する重要な事項である。個別の運行の中止を電話のみで済ませ、記録化しなかったことは適切とはいえない。感染状況が随時変動する中で判断する必要があったことを思えば、野外学習を実施するかどうかの判断自体が容易でなかったことは理解でき、実施の判断が直前になることはある程度やむを得ないし、中止の決定をしたことを賃貸人に迅速に伝達する必要性はあるから、電話により中止を伝えたことが不適切であったとはいえない。しかし、違約料の有無及び金額を左右する事情である以上、何らかの記録を残しておくべきであり、仮に事後的になったとしても速やかに書面等を差し入れることが望ましい。少なくとも各運行の中止を伝えた際の経過記録だけでも残しておくとか、変更協議書に各運行の中止をいつ行ったか具体的に記載する等の工夫はしておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 178 頁 25 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年5月2日副部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて中止（キャンセル）の記録を書面に残すことは適正な行政事務に資するため、今後はキャンセルした記録を変更協議書に明記することを決定した。	

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-----------------------------	--

3
監査結果に基づく措置等の状況
【 基準日 令和5年9月1日 】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年 5月 2日 副部長決定	措置完了 令和5年 6月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて中止（キャンセル）の記録を書面に残すことは適正な行政事務に資するため、今後はキャンセルした記録を変更協議書に明記することを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和5年6月に発生した中止について、変更協議書に「解約申入日（中止日）」を明記し、その日における違約料を算出した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
82	3	1	2	61	小山 幾子	
					古井 祐巳子	
					■内線 □外線	2-7512

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 24 豊田市総合野外センター野外学習送迎バス借入
(4) 監査結果	報告書 176 頁掲載
■ 意見	・キャンセル料の支払を内容とする変更契約について 本件では、全ての運行が中止され、キャンセル料の金額で変更契約が交わされているが、中止するのであれば、もはやバス貸出の履行は想定されなくなったのであるから、変更契約ではなく、契約を解除するのが本来である。解除によって原状回復したとしても、損害賠償の請求が妨げられないことは民法第545条4項に規定されているところであり、契約関係を維持しなければならない理由はない。市においても、キャンセル料の支払について合意解約書に明記することで支払は可能ということであり、支障はない。したがって、全てを中止するときには合意解約をする方が望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		変更契約の場合も変更協議において合意による解約だということを明記していること、違約料の支払いについては仕様書に標準運送約款によることが明記されていることから、当初の契約の仕様書に基づくものであり、変更契約により違約料の支払いを行っても問題はないと考えている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	学校教育課
					小山 幾子	
					古井 祐巳子	
					■内線 □外線	2-7512
83	3	1	2	62		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 24 豊田市総合野外センター野外学習送迎バス借入
(4) 監査結果	報告書 176 頁掲載 ・キャンセル料の要否
■ 意見	市が14日以内のキャンセルとなった1校分のキャンセル料を支払ったことは、契約書に基づく標準的な対応ではあるものの、「(天災)その他やむを得ない事由」(一般貸切旅客自動車運送事業標準約款第15条第5項)というのは、発注者の責めに帰すことができないような客観的事情や通常解除を回避できないような客観的事情を指す趣旨と解され、新型コロナウイルス感染症の拡大もその該当性を直ちに否定する必要はないようにも思われる。また、違約料の持つ賠償額の予定という趣旨からすれば、賃貸人の損害の発生状況も確認の上、判断するのも一つの方法である。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		新型コロナウイルス感染症の拡大を「(天災)その他やむを得ない事由」とすると一般貸切旅客自動車運送事業標準約款第15条第5項では、違約料が免除されることになる。賃貸人の損害の発生状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症の拡大を「(天災)その他やむを得ない事由」と判断しないことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					横山 かおり	
					■内線 □外線	2-7532
86	3	1	2	64		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 26 プール用殺菌消毒剤（液体）
(4) 監査結果	報告書 180 頁掲載 ・任意の解除規定を設けるべきである
■ 意見	本件は単価契約であり、市は、予定数量を0へ変更することにより購入を中止している。予定数量が予定に過ぎないことからすれば、変更契約や契約解除をしないで数量変更で対応するというのが誤りであったとまではいえない。しかし、市によると、契約書添付の仕様書記載の量については、個別の発注行為を予定しておらず、契約書を交わすことをもって個別の発注を兼ねた運用をしているということであるから、実質的には、既に成立した個別の売買契約を解除したに等しい状態である。数量を著しく減少する場合には、契約約款第11条に基づいて契約変更することにより、ある程度想定外の事態に対応できるものの、数量を0とする場合にはそのような手立てもない。不要になった物品購入を継続する合理性はないが、売主にとって不意打ちにならないよう配慮する必要もある。そのためには、市が契約の拘束力からの解放を求めることがありうることを示しておくことが望ましく、物品購入においても任意の解除規定を設けることも検討した方が良くと考えられる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 181 頁 27 (3) 報告書 182 頁 28 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年5月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月11日 課長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	物品購入は、事業で必要な物品の種類と数量を決定したうえで発注しており、市が契約を中止することを基本としていないため、市からの任意解除について、あらかじめ規程を設けることはしない。ただし、プールそのものが中止されることにより、予定数量が0となる可能性がある旨を仕様書に明記することを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	令和4年度契約から仕様書に「新型コロナウイルス感染症感染拡大により令和4年度の学校プールが中止となった場合は、数量を0とし、発注をとりやめる。」と明記した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	2-7532
89	3	1	1	23		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 29 豊田市東部給食センター改築整備運営事業
(4) 監査結果	報告書 183 頁掲載 ・ 変更契約の手続を経るべきであること
■ 指 摘	本件では変更契約の形式がとられていないものの、相殺合意をした書面には、「減額することとし」と記載されており、実体は委託料減額の合意のようでもある。その事情を市から聴取したところ、本契約では委託料を固定料金と変動料金から算出しており、もともと具体的な事業費を特定していないから、現行の契約を変更するものではなく、そのため変更契約は不要と判断し、相殺合意を行ったとのことであった。代金の減額を合意するのであれば、たとえ費目の変更がなくても当然契約の変更にあたるといえる。相殺を合意する場合においても、契約に関連する合意である以上、交わす文書の表題にかかわらず、変更協議や発注決定等を行うべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 186 頁 30 (3) ア

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		当時、変更協議を経た変更契約締結による減額の方法も検討したが、市は受託者へ「委託料を支払う債務」、受託者は市へ「学校給食を調理しなかったことによって得る利益の償還債務」を有しており、債務の相殺による精算が可能と判断したこと、また双方の手続きを簡潔に行うことが可能であることから当該方法により減額を行った。そのため、本件指摘に対する措置は取らないこととする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	2-7532
90	3	1	2	67		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 29 豊田市東部給食センター改築整備運営事業
(4) 監査結果	報告書 184 頁掲載
■ 意見	・ 相殺するのであれば対象を明確にする必要があること 「減額分は令和2年度第2四半期委託料で相殺する」という記載のみでは自働債権と受働債権が必ずしも明らかではない。相殺するのであれば、対象債権を明確にした上で行う必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 187 頁 30 (3) イ

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	自働債権等に関して補足する説明文書を作成し、双方で書面をもって確認したが、「自働債権」「受働債権」を明記することが望ましかったと考える。 また今後、相殺する場合はあれば対応できるよう、支払いマニュアルに今回の対応について追記する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	・ 支払いマニュアルへの対応方法の記載		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	3-2753
91	3	1	2	68		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 29 豊田市東部給食センター改築整備運営事業
(4) 監査結果	報告書 184 頁掲載
■ 意見	・減額の計算方法について 減額は、令和2年3月から5月分までの消耗品費、配送車燃料費及び水光熱費である。市は、この減額の決定を行うに当たり、減額の計算書に整合性がとれていない箇所があることを看過して、決定を行った。この点について市に確認したところ、一部訂正があったことを反映していなかったためであり、結果的に減額の金額に誤りは生じなかった。また、受託者と書面を交わすに当たっては、水光熱費の誤記は正しく修正された一方で、1月及び2月の配送車燃料費について、決定時には正しかった走行台数及び平均額が誤って変更されていた。もっとも、減額金額にその変更は反映されていなかったため、結果的に減額の金額に誤りは生じなかった。さらには、本来3月から5月までの計算書を綴るべきところ、4月及び5月の計算書が綴られていなかった。本件では結果的に減額金額の誤りまでは免れたものの、訂正を重ねていると誤りが生じやすいものであるから、契約金額や減額金額のような重要な数字を扱う際には、訂正箇所を一目で分かるようにしたり複数人で確認したりするなどして、事務処理に過誤が生じないようにする必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	決裁時の確認不足であった。今後、同様の事案が起きないように契約金額や減額金額のチェックは複数人での確認を徹底する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	契約金額や減額金額のチェックは複数人での確認を徹底する。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	2-7532
94	3	1	2	70		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 30 豊田市北部給食センター改築整備運営事業
(4) 監査結果	報告書 187 頁掲載 ・水光熱費
■ 意見	本事業においても、令和2年4月及び5月の消耗品費、配送車燃料及び水光熱費の減額がなされている。北部給食センターについては、まさにその令和2年4月から給食提供を開始したばかりのため、東部給食センターのように直前2か月の平均を参考にするとすることができず、市は、半年後の令和2年10月及び11月を比較対象にした（減額の算定方法は、東部給食センターと同様の方法である）。ところが、水光熱費については、令和2年10月及び11月の1日当たりの平均額が16万0902円であったのに対し、4月は25万1941円、5月は17万4777円といずれも上回ったため、結果的に減額とならなかった。しかし、そもそもなぜ小中学校の給食提供がなされていない4月及び5月の水光熱費の方が高額であったのか純粋に疑問がある。原因は、減額の算定資料からも委託業務監督記録からも明らかではないが、減額の適否を検討するためには、原因の検討や10月及び11月以外との比較も行うと良かったと考えられる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日 部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和2年度は北部給食センターが稼働したばかりであり、4、5月と気候が近い10月、11月と比較することは適切と判断した。しかし結果は、4・5月の光熱水費は10・11月を上回った。給食センターの光熱水費は、当時の気象状況や給食献立による使用量の差もあることもあり、その4・5月の光熱水費が高額だったかの原因究明までは行わなかった。 今後は、減額・増額等の対応について、何を基準にして行うかもよく検討し、適切な積算に努める。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	3-7532
95	3	1	2	71		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 31 学校給食配送等業務委託【その1】（豊田市中部給食センター及び1民間会社）
(4) 監査結果	報告書 189 頁掲載 ・「変更のできる範囲」（変更事務取扱要領第3条）の特定 ■ 意見 変更協議書では、変更事務取扱要領の該当項目は第3条第2項ウ（発注時において予期することが困難な要因に基づくもの・その他予期することが困難な要因等でやむを得ない場合）となっているものの、保健給食課から契約課に対する説明文書には「その他業務委託変更事務取扱要領第3条に規定する自然現象その他不可抗力によりやむを得ず変更するもの」という第3条第1項アの文言があり、統一されていない。令和2年度の場合、いずれも該当し得るといえるが、事務処理に当たっては、どの条項に従って処理するものか意識し、統一的に運用することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 190 頁 32 (3) 報告書 191 頁 33 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月1日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	本来であれば、両文書の該当項目が統一されるべきであったが、変更協議書と説明文書で異なる条項を示してしまった。 今後は、説明文書は作成せず、変更協議に必要な内容を全て変更協議書に記載する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	変更協議書に簡潔に必要な情報をまとめる。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					教育部	保健給食課
					加藤 世明	
					近藤 裕介	
					■内線 □外線	2-7532
99	3	1	2	75		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第3 個別の契約等事務と不測の事態 35 給食調理等及び給食用物資調達業務委託
(4) 監査結果	報告書 193 頁掲載 ・委託費積算のあり方について 本契約では、3回の変更契約の際、調理等業務内の各項目が減額されているが、全て単位が「式」で、数量が「1」であるため、単価の記載がない変更委託契約書添付の委託費積算書によっては具体的な変更内容を知ることができない。単価の記載がある案件発注決定書添付の委託費積算書を参照しなければ、各項目を減額するののかも判別できない。1式による積算にはこのような不都合があるため、各項目に応じた単価及び数量を具体化した積算方法とすることを検討するべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☒ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年4月1日 部長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて委託費積算書の各項目に応じた単価及び数量を具体化した積算方法とすることは適正な行政事務に資するため、令和5年度委託契約から積算書の見直しを実施することを決定した。ただし、精算方法の調整等を実施することが必要になるため、措置の実施については、次のとおり順次進めていくこととする。 令和4年4月 方針の決定 令和4年5月～7月 精算方法調整、他協会公社の委託内容確認 令和4年8月～10月 積算書の項目内容精査 令和5年4月 実施（契約締結）	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和4年4月1日 部長決定	措置完了 令和5年4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づいて委託費積算書の各項目に応じた単価及び数量を具体化した積算方法とすることは適正な行政事務に資するため、令和5年度委託契約から積算書の見直しを実施することを決定した。ただし、精算方法の調整等を実施することが必要になるため、措置の実施については、次のとおり順次進めていくこととする。 令和4年4月 方針の決定 令和4年5月～7月 精算方法調整、他協会公社の委託内容確認 令和4年8月～10月 積算書の項目内容精査 令和5年4月 実施（契約締結）	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、積算時に単価及び数量を明確にできる項目については、具体的に記載した積算書を作成したうえで契約締結を行うとともに、変更契約時の変更協議書に変更内容の詳細が明記された資料を添付することで積算内容の明確化を図ることとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	旭支所
					鈴木 満	
					小野田 秀夫	
					□内線 ■外線	68-2213
100	3	1	2	76		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 1 笹戸生活改善センター笹戸会館
(4) 監査結果	報告書 195 頁掲載
■ 意見	・利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき 利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 196 頁 2 (3) 報告書 198 頁 3 (3) 報告書 199 頁 4 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月18日支所長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	監査結果に基づき、「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」における記載要領等に従い、適切に協定締結を実施することを確認及び決定した。		
■方針 (措置区分 A・B・C・D)			
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和4年3月までに令和4年度協定書の作成を実施した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	旭支所
104	3	1	1	25	鈴木 満	
					山田 祐嗣	
					□内線 ■外線	68-2211

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 5 豊田市旭高原自然活用村
(4) 監査結果	報告書 201 頁掲載
■ 指 摘	・電気使用量の減少をリスク分担表の「物価変動」として扱うのは誤り 電気使用量の減少による電気料金の減少を、「物価変動」として扱い、リスク分担表に基づいて50万円を超える金額のみ精算を行った。しかし、「物価変動」とは、電気料金自体の価格変動を指しているのであり、電気使用量の増減の結果としての電気料金の増減は「物価変動」ではない。よって、電気使用量の減少による電気料金の減少を、「物価変動」として扱い、精算対象としたのは誤りである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月18日支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		当該施設における電気料の増減は、気象条件等の不可抗力に依るところが大きく、予算額との差額を指定管理者の利益又は負担とすることは適当ではないため、指定管理者から提出された剰余金精算報告書に基づき変更協議書を交わし、双方合意の下、変更年度協定を締結し、精算を実施した。その根拠を、基本協定第22条第1項に定める「指定管理者制度リスク分担表」としていたが、令和4年度以降は年度協定書において電気料を精算対象の指定経費として定めることを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年3月までに令和4年度協定書の作成を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	旭支所
					鈴木 満	
					山田 祐嗣	
					□内線 ■外線	68-2211
105	3	1	2	80		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 5 豊田市旭高原自然活用村
(4) 監査結果	報告書 201 頁掲載
■ 意見	・利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき 利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることは、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月18日支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		令和2年度協定書締結時点において「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」に基づき、市の方針どおり利用料金負担金を「利用料金減免補填金等」に含めて精算対象経費として定め、記載した。	
■ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		令和4年度以降の年度協定書においても「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」における記載要領等に従い、適切に協定締結を実施することを確認及び決定した。	
□ 方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年1月27日付「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」に基づき、令和4年3月に令和4年度協定書の作成を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	旭支所
					鈴木 満	
					山田 祐嗣	
					□内線 ■外線	68-2211
106	3	1	1	26		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 5 豊田市旭高原自然活用村
(4) 監査結果	報告書 201 頁掲載
■ 指 摘	・自主事業の精算について協議書等を作成すべきである 例外として自主事業を精算の対象とするのであれば、その妥当性や他の施設との公平性が問題となりうるのであるから、その決定に至る過程を協議書、決定書等で残すべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月18日支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	自主事業を精算対象とするにあたって、行政改革推進課及び財政課との協議（以下「庁内協議」という。）を経て、指定管理者と協定変更協議書を交わし、変更年度協定の締結を決定した。当該措置をとる理由についても決定書に明記していたが、庁内協議の過程を文書化していなかった。 例外的な措置をとる場合には、その協議過程を協議書・決定書等として文書化するよう職場研修で周知徹底するとともに、次年度以降へ確実に引き継ぐため、事務引継書にその旨明記することを決定した。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記方針に基づき、令和4年4月21日に職場研修を実施した。 また、協議過程の文書化について事務引継書へ記載したことを、令和4年5月2日までに各担当長が確認した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
107	3	1	1	27		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 6 どんぐりの里いなぶ
(4) 監査結果	報告書 204 頁掲載
■ 指 摘	・ 1月及び2月の灯油代も精算対象とすべきである 4月及び5月の灯油代は物価変動リスク分担細則に基づき概ね精算されているものの、1月及び2月の灯油代に関しては、「年間計画使用量を12等分した金額以上の使用量のため「コロナ影響なし」と判断」したとして、灯油代の減少は精算されなかった。しかし、冬である1月及び2月は他の月に比べ灯油使用量が大きく増加するのが通常であり、年間使用計画量を12等分した量と比較するのは相当ではない。そして、過去3年の平均額（月額）と比較すると、1月分は52万4933円、2月分は56万733円の減少となっている。そうすると、1月及び2月分について、過去の同じ月から減少したか否かにより判断すべきであり、金額の大きな減少が生じているのであるから、1月及び2月の灯油代の減少についても、新型コロナウイルス感染症の影響があるとして精算の対象とすべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		監査結果に基づき、各月の灯油代について、年間使用計画量を一律に12等分した量と比較し精算対象額を積算することを改善することは、適正な行政事務に資するため、令和3年度指定管理料から積算方法を変更する。	
■方針 (措置区分 A・B・C・D)			
□方針の検討状況 (措置区分 E)			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		年間の灯油代について、年間使用実績と、新型コロナウイルスによる休館が発生しなかった場合の想定額を比較し、減額分を精算する積算方法に変更した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
108	3	1	2	81		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 6 どんぐりの里いなぶ
(4) 監査結果	報告書 205 頁掲載
■ 意見	・ 剰余金精算制度適用施設と利用料金制 本施設は、利用料金制の適用施設であると同時に、剰余金精算制度適用施設である。しかし、利用料金制は、指定管理者の努力による経費減や利用料金収入増は指定管理者の収益とすることで、指定管理者の経営努力が発揮しやすくすると同時に、施設管理の経済性、効率性を図ることを目的とする制度であり、剰余金精算制度を適用しない取扱いに親和的である。令和3年3月10日付け協定変更協議書も、変更理由に「基本協定書に規定する「政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加」に該当のため」と記載されているように、本施設が剰余金精算制度非適用施設であることを前提として記載しているため、剰余金精算制度適用の適否について再検討することを推奨する。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年3月31日支所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		本施設は、すでに剰余金精算制度非適用施設である。指定管理者による創意工夫に基づく、経費減や利用料金収入増を引き続き期待することから、制度変更は検討しない。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
109	3	1	1	28		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 7 どんぐり工房
(4) 監査結果	報告書 207 頁掲載
■ 指 摘	・山里体験業務を自主事業と扱うことはできない 市によると、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）以外は自主事業であるとのことである。しかし、仕様書では、施設内の山里体験業務は指定管理業務とされており、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）のみが指定管理業務であるとの定めはない。また、自主事業を行う場合の手続きはとられていない。よって、工芸体験（ストラップ及びぶんぶんこま）以外を自主事業と扱う根拠はないことから、山里体験業務を自主事業と扱うことはできない。山里体験業務の収入を指定管理業務の事業参加料として扱う場合、事業参加料収入には余剰金が生じることから、精算をすることが必要となる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 支所長決定
	□D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する	■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		
(3) 実施した措置の内容	監査結果に基づき、工芸体験に関して、指定管理事業と自主事業の区分けを明確化し、かつ、自主事業として事業計画書等に位置付けることは適正な行政事務に資するため、令和4年度協定に反映させる。 全ての工芸体験を自主事業に位置づけることとし、令和4年4月1日付けで変更基本協及び年度協定を締結した。		

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	稲武支所
					杉山 寿美雄	
					柴田 優貴	
					□内線 ■外線	82-2511
110	3	1	1	29		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 7 どんぐり工房
(4) 監査結果	報告書 207 頁掲載
■ 指 摘	・ 自主事業の参加者の状況、事業成果及び経理状況等を報告させるべき 体験業務を自主事業として扱うことはできないが、自主事業として扱うとしても、経理状況が市に報告されておらず、市は、指定管理者が自主事業とする事業による収支を把握していなかった。これでは、指定管理者が自主事業によりどの程度の利益を得ているのか把握できず、適切な指定管理料を算定することができない。よって、指定管理者自主事業実施基準に従い、自主事業の経理状況等を報告させるべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果に基づき、自主事業による収支状況を指定管理者から報告を受けて、その状況を把握することは、適正な行政事務に資することから、令和3年度事業報告書から記載することを決めた。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		これまで収支については、指定管理事業のみを対象にしていたが、個別の自主事業毎に報告を受けることにした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見 秀行	
					勝野 一城	
					□内線 ■外線	65-2001

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 8 小原トレーニングセンター及び緑の公園
(4) 監査結果	報告書 209 頁掲載
■ 指 摘	・ 指定経費以外の経費を年度協定書第4条第4項により処理したのは誤り 年度協定書第4条第4項は、「指定経費以外の経費に剰余金が生じた場合」の処理であるところ、指定経費以外の経費は不足となっているのであるから、同条第3項により処理すべきである。同項によれば、リスク分担表に該当しない限り、市は補填しないとされている。よって、指定経費以外の経費の不足分について、リスク分担表該当性の検討をすることなく、指定経費の剰余金を充当したのは、年度協定書に反する。
(5) 同趣旨の結果	報告書 一 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年度は、年度協定書第4条第4項を変更し、同規定に基づき剰余金を全額精算できることとした。また、同条第3項に該当する場合はリスク分担表の該当性を検討した記録を残し、年度協定書に適した処理をすることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年度に年度協定書を変更し、令和4年度は当初から指定経費及び指定経費以外の経費について、精算できることとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見秀行	
					勝野一城	
					□内線 ■外線	65－2001
112	3	1	1	31		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 8 小原トレーニングセンター及び緑の公園
(4) 監査結果	報告書 209 頁掲載 ・ 指定経費以外の経費について年度協定書第4条第3項の検討が未了である ■ 指 摘 市は、指定経費以外の経費の不足について、年度協定書第4条第3項による処理が正しかったとしたが、それでも、リスク分担表の「政治、行政的理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費の増加」又は「不可抗力」に該当することから、同項により市が不足額を負担することは妥当であるとのことである。しかし、同項に基づき市が経費を負担するには、リスク分担表に定められた事由により経費が増加したことが必要であるところ、各費目とリスク分担表に定められた事由との因果関係は個別に検討されていない。よって、この点の検討を経ずに47万2301円を年度協定書第4条第3項によって精算したものと解することはできない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年度は、年度協定書第4条第4項を変更し、同規定に基づき剰余金を全額精算できることとした。また、同条第3項に該当する場合はリスク分担表の該当性を検討した記録を残し、年度協定書に適した処理をすることとした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年度に年度協定書を変更し、令和4年度は当初から指定経費及び指定経費以外の経費について、精算できることとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見秀行	
					勝野一城	
					☐ 内線 ☒ 外線	65-2001
113	3	1	1	32		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 8 小原トレーニングセンター及び緑の公園
(4) 監査結果	報告書 209 頁掲載
■ 指 摘	・年度協定書及び基本協定書を実態に即したものに変更するべき 令和2年度の処理を全体としてみれば、経費全部が精算対象となっている。年度協定書において、経費を全部精算する定めにしておけば、他で指摘した問題は生じない。この点は、使用料制を採りながら剰余金精算制度非適用施設としてのリスク分担表を採用しているという捻れから生じる問題でもあり、年度協定書及び基本協定書のリスク分担表のあり方を、全部精算している実態に合わせて再検討する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		指定管理者を公募により選定しているため、令和3年度は、基本協定書の趣旨を逸脱しない範囲で年度協定書第4条第4項を見直し、全額精算を可能とすることで、実態に即した変更を行った。令和4年度も同様の取扱いとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和3年度に年度協定書を変更し、令和4年度は当初から指定経費及び指定経費以外の経費について、精算できることとした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
114	3	1	2	82	能見 秀行	
					勝野 一城	
					☐ 内線 ☒ 外線	65-2001

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 9 小原北部生活改善センター
(4) 監査結果	報告書 211 頁掲載
■ 意見	・利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき 利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。よって、利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月18日 副支所長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		令和3年度以降は利用料金負担金が生じないため、年度協定書には記載していない。今後、現在の指定期間中（令和3年度～7年度）に同様な対応が必要な案件が発生する場合は、年度当初であれば年度協定書に記載することとし、年度途中であれば変更協議を行い、変更年度協定書に記載することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		現在の指定期間中（令和3年度～7年度）に必要なが生じた場合は、上記の対応を行う。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	小原支所
					能見 秀行	
					勝野 一城	
					□内線 ■外線	65-2001
115	3	1	1	33		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 9 小原北部生活改善センター
(4) 監査結果	報告書 211 頁掲載
■ 指 摘	・新型コロナウイルス感染症の影響による精算額の算出基準を明確にすべき 新型コロナウイルス感染症の影響について、支出の減少額は前年度実績額を参考に妥当と思われる範囲で算出し、収入の減少額は、精算額が0円となるように逆算して算出されており、恣意的である。例えば、休館期間中を精算対象にする、年間の収支を精算対象にするなど、精算額の算出基準を明確にするべきである。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和3年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和3年3月18日 副支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		当該団体は営利追及団体ではないため、令和3年度は年間の収支を精算対象とした。今後、同様の事態が生じた場合は、双方協議の上、算出基準を明確にして変更協議書等に記録し、精算する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、年間の収支を精算対象とした。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	高岡支所
					成瀬 文浩	
					熊谷 麻奈美	
					□内線 ■外線	53-7779
116	3	1	2	83		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 10 豊田市高岡コミュニティセンター、豊田市六鹿会館及び豊田市高岡運動広場
(4) 監査結果	報告書 212 頁掲載
■ 意見	・ 利用料金負担金精算の根拠を当初年度協定書において明記しておくべき 利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。よって、利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日支所長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		令和2年度協定書締結時点において「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」に基づき、市の方針どおり利用料金負担金を「利用料金減免補填金等」に含めて精算対象経費として定め、記載した。 令和4年度以降の年度協定書においても「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」における記載要領等に従い、適切に協定締結を実施することを確認及び決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年1月27日付「指定管理者との協定締結及び指定管理料の一部経費の精算について（通知）」に基づき、令和4年3月に令和4年度協定書の作成を実施した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	高岡支所
117	3	1	2	84	成瀬 文浩	
					熊谷 麻奈美	
					□内線 ■外線	53-7779

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 10 豊田市高岡コミュニティセンター、豊田市六鹿会館及び豊田市高岡運動広場
(4) 監査結果	報告書 213 頁掲載
■ 意 見	・新型コロナウイルス感染症の影響による剰余分を精算対象に含める根拠 令和2年12月7日付け通知では、基本協定書を根拠に、指定管理料に剰余が生じた場合も精算対象とするものとされている。しかし、「政治、行政的理由による事業変更」や「不可抗力」のいずれにおいても、経費が「増加」した場合に市が負担するとされているのであり、経費が「減少」した場合、指定管理者が負担するとはされていないのであるから、剰余分について、基本協定書に基づき精算をすることはできない。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年3月31日支所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	令和2年12月7日付け通知に基づき、市の方針どおり利用料金等収入及び管理運営費も含めて精算を行った。 今後、同様のケースがあった場合は、民法第536条第2項の規定に基づき、指定管理者と協議のうえ、処理を行っていく。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	藤岡支所
					中川 さゆり	
					福岡 正洋	
					□内線 □外線	76-2102
118	3	1	1	34		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 11 豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコート
(4) 監査結果	報告書 214 頁掲載 ・収入の減少と支出の減少は同じ期間で計算するべき ■ 指 摘 収入は年間の減少額で計算しているのに対し、支出は4月及び5月分の減少分しか計算されていない。市によると、その理由は、開館時間短縮等に伴う減少額の算出が難しいため、閉館期間（4月及び5月分）のみで算出したとのことである。しかし、利用者の減少は、収入を減少させるとともに、経費の支出も減少させるのであるから、同じ期間で計算するべきである。減少額の算出方法については、収入の減少額の算出方法と同様に、収支計画書年額と決算書年額の差額によるのが相当と考えられる。
(5) 同趣旨の結果	報告書 — 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日 支所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	年度協定の期間が完了しており、当該協定に係る書類について修正等の措置を講じることができないため。 ただし、当該監査結果に基づく、精算処理に当たっての収支増減額の算出方法（期間の取扱い）の指摘については、直近（令和3年度）の指定管理料の剰余金の手続きを契機とし、年間を通じての収支双方の該当費目を精査の上、適正な精算処理を実施している。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	藤岡支所
					中川 さゆり	
					福岡 正洋	
					□内線 ■外線	76-2102

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 1 1 豊田市藤岡体育センター、豊田市藤岡総合グラウンド野球場、豊田市藤岡運動広場及び豊田市藤岡テニスコート
(4) 監査結果	報告書 214 頁掲載
■ 意 見	・ 利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき 利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 216 頁 12 (3) ア

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日 支所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	年度協定の期間が完了しており、当該協定に係る書類について修正等の措置を講じることができないため。 ただし、当該監査結果に基づく、利用料金負担金を精算対象経費とする旨の年度協定書への明記は、令和3年度協定書において、当該意見事項を適正に反映している。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					地域振興部	藤岡支所
					中川 さゆり	
					福岡 正洋	
					□内線 ■外線	76-2102
121	3	1	1	35		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 12 豊田市藤岡ふれあいの館
(4) 監査結果	報告書 216 頁掲載 ・新型コロナウイルス感染症の影響による経費の減少を精算すべき
■ 指 摘	本施設においては、新型コロナウイルス感染症の影響による支出の減少については精算対象とされていない。その理由は、指定管理者の裁量の範疇において精算対象外としているためとのことである。しかし、令和2年12月7日付け通知においては、「事業の未実施による管理運営費の減少額を差し引いて」精算額を算出するとされている。同通知により、利用料金収入を補填するのであれば、管理運営費の減少額を適切に差し引く必要がある。休館による利用者の減少は、管理運営費である光熱水費の支出も減少させるのであるから、その減少額を差し引いて精算額を算出すべきである。民法第536条第2項の趣旨から、市の判断で施設を閉鎖し、しかも利用料金収入を精算対象とすることで指定管理者が利益を得たときは、その利益を市に償還するべきであり、光熱水費の減少額を利用料金収入から差し引いて精算する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ― 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	□A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	□B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	■D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年4月1日 支所長決定
	□E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		年度協定の期間が完了しており、当該協定に係る書類について修正等の措置を講じることができないため。 ただし、当該監査結果に基づく、精算処理に当たっての収支増減額の算出方法（管理運営費の減少額の取扱い）の指摘については、直近（令和3年度）の指定管理料の剰余金の手続きを契機とし、収支双方の該当費目を精査の上、適正な精算処理を実施している。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					こども・若者部	こども・若者政策課
					宇佐美 由紀	
					志村 和彦	
					■内線 □外線	2-2513
122-1	3	1	2	87-1		

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 13 豊田市産業文化センター及び豊田市青少年センター
(4) 監査結果	報告書 220 頁掲載 ・還付の事由及び基準について 使用料の一部の還付について、豊田産業文化センター管理規則第17条は、「条例第14条ただし書の規定による使用料の還付は、別表第3に定める基準によるものとする。」と規定し、区分に従って還付率を定めている。しかし、豊田市青少年センターについては、条例上は使用料の一部の還付も可能であるが、どのような基準でその還付する一部の金額を計算するのか必ずしも明らかではない。豊田市青少年センターについても一部還付の場合には、その基準も定めることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する □方針 (措置区分 A・B・C・D) ■方針の検討状況 (措置区分 E)	産業文化センター管理規則においては、災害等の場合は100%還付、それ以外は利用日前の日数に応じ還付率を定めている。 条例ごとに基準を定めればよいのだが、市全体での方向性も鑑み、行政改革推進課等関係各課と調整し、今後検討する。		
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了 令和 年 月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☒ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☒ 方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市青少年センターの使用料の一部還付の基準について、豊田市青少年育成施設管理規則に、災害等の場合は100%還付する旨を明記する方向で、現在行政改革推進課と協議を行っている。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

4 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和6年9月2日】

(1) 措置区分	☒ A 措置完了	方針決定 令和5年11月 9日 部長決定	措置完了 令和6年 4月完了
	☐ B 措置中	方針決定 令和 年 月 日 長決定	措置完了予定 令和6年 3月予定
	☐ C 措置予定	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ D 不措置	方針決定 令和 年 月 日 長決定	
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☒ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市青少年センターの使用料の一部還付の基準について、豊田市青少年育成施設管理規則に、災害等の場合は100%還付する旨を明記する。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記内容について、規則改正を行った。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	総務監査課
					安藤恒仁	
					岩堀賢一	
					■内線 □外線	2-3512
123	3	1	2	88		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 14 豊田市老人福祉センターぬくもりの里ほか6施設
(4) 監査結果	報告書 222 頁掲載 ・ 剰余金精算制度適用施設の見直しが望まれる
■ 意見	本施設は利用料金制を採用しており、指定管理者の努力による経費減や利用料金収入増は指定管理者の収益とすることで、指定管理者の経営努力が発揮しやすくと同時に、施設管理の経済性及び効率性を図ることを目的とする制度であり、剰余金精算制度を適用しない取扱いに親和的である。基本協定書別記8にも「収益確保に向けた取組が施設の収支に影響する形を取ることで団体の自主性の維持・向上を図る」と記載されており、700万円という上限はあるものの、ある程度指定管理者の経営努力を発揮できる制度設計がなされている。しかし、基本協定書別記9のリスク分担表は、経費の増減を全て市のリスク分担とする剰余金精算制度適用施設である前提のものを採用している。別記8の内容に適合するリスク分担表に差し替えるため、変更基本協定書を締結することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年5月2日 副部長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D) ☐ 方針の検討状況 (措置区分 E)		本施設は利用料金制を採用しているとは言え、指定管理団体は、剰余金が発生した場合は7施設分を合計して700万円を超える金額は市へ納付しなければならず、「剰余金精算制度を適用しない取扱いに親和的である」とあるがその取扱いは非常に限定的である。また、決算額に不足が生じた場合も、700万円までは指定管理団体が負担する協定内容となっており、団体も一定のリスクを負う。以上の理由から、リスク分担表の差し替えは行わないことを決定した。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	高齢福祉課
					渡辺 直樹	
					清水 健司	
					■内線 □外線	2-3732
124	3	1	2	89		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 15 豊田市温浴施設じゅわじゅわ
(4) 監査結果	報告書 225 頁掲載
■ 意見	・指定管理料の重大な金額変更には検討経過を書面として残されたい 基本協定書第20条には利用料金に関する規定が置かれ、同条第4項には「乙は、甲が利用料金の減免制度を定める場合には、これに従い利用料金を減免しなければならない。」、第5項には「前項の規定に基づき減免した利用料金は、年度協定書で定めるところにより、甲が補填するものとする。なお、前項で定める減免制度以外の利用料金の補填は、甲乙協議の上決定するものとする。」とされている。しかし、変更協定書はもちろん変更協議の経過についても検討の経過については資料として残されていない。利用料金収入に関し、収支計画書に記載の金額である2862万3200円から実績値である1695万1800円を控除した1167万1400円を市が補填するという変更は、金額的に見て極めて重大な変更である。そこから差し引くべき管理運営経費の算出方法も、合理的なものであることが求められるが、検討の経過が不明であった。光熱水費では、令和元年度との比較をして393万5979円の減少を算出しているが、他の項目では他年度との比較の視点を導入していない。このような差を設けることの合理性が検討された形跡がない。電気料金及びガス料金については、特定経費として物価変動リスク分担細則を適用した結果、差額が50万円を超えないとして一切の経費を運営管理費の減少から除外してしまったが、電気使用量やガス使用量が減少していればそれも利用料金収入から差し引くべきところ、それを差し引かないことの合理性が検討された形跡が認められない。重大な金額変更を伴う変更協議には、検討の合理性を担保するため検討経過も記録として残されたい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 228 頁 16 (3) ア 報告書 231 頁 17 (3)

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年3月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		

(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)	検討経過等を記録することが、市、指定管理者双方にとって変更協議内容を明確化することにつながると判断したため、令和4年3月末までに検討経過、指定管理者との協議内容等を記録することとした。
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	上記内容に基づき、令和4年3月に実施した令和3年度の指定管理料の精算時に、指定管理者との協議内容を記録するため、指定管理者と協議する際のポイント、協議で決めた事項、検討経過を変更協議資料に記録した。

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	高齢福祉課
					渡辺 直樹	
					清水 健司	
					■内線 □外線	2-3732
125	3	1	2	90		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 15 豊田市温浴施設じゅわじゅわ
(4) 監査結果	報告書 225 頁掲載
■ 意見	・ 物価変動リスク分担細則の特定経費の指定 電気料金と都市ガス料金が特定経費であることが、基本協定書別記2のリスク分担表から明確になるよう、リスク分担表を訂正することが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☒ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和4年3月31日 課長決定
	☐ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		監査結果として基本協定書別記2のリスク分担表を訂正することが望ましいと意見を受けたが、基本協定書別記2関係物価変動リスク分担細則で電気及び都市ガスが特定経費であることが明記されているほか、市、指定管理者双方が共通認識を持っていることから、不措置とする。 ただし、今後特定経費について今回同様に基本協定を締結する機会があれば、別記2に規定することとする。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					福祉部	高齢福祉課
					渡辺 直樹	
					清水 健司	
					■内線 □外線	2-3732
127	3	1	2	92		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 16 豊田市高齢者温泉休養施設寿楽荘
(4) 監査結果	報告書 229 頁掲載
■ 意見	・利用料金負担金精算の根拠を当初の年度協定書において明記しておくべき 利用料金負担金を市が補填することは、当初の令和2年度年度協定書締結時点において、市の方針として決まっていたものである。ところが、当初の年度協定書においては定められておらず、令和3年3月31日付け変更年度協定書において、精算対象とすることが定められた。利用料金負担金を精算対象経費とすることを、当初の年度協定書において明記しておくべきであった。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年4月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年3月31日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		利用料金負担金を精算することは市の方針であり、年度協定書に明記することにより、市、指定管理者双方の誤認等の防止に資すると判断したため、令和4年度の年度協定書に利用料金負担金が精算対象であることを年度協定書に明記することにした。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、令和4年4月1日付けの令和4年度の年度協定書に利用料金負担金が精算対象であることを明記した。	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	農地整備課
					成瀬賢治	
					近藤智之	
					■内線 □外線	2-4072

1 監査結果

(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 18 豊田市高岡農村環境改善センター
(4) 監査結果	報告書 235 頁掲載
■ 意見	・ 使用料の一部還付について基準を明確化することが望ましい 使用料の還付の根拠法令につき、豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条第1号を挙げている。しかし、上記規則は、既納の使用料の全部を還付する場合である。そのため、開館時間の短縮に伴う一部還付の場合には直ちに適用できる条項ではない。確かに、全部が還付できるのであれば、一部が還付が可能であるとの解釈は可能であるが、具体的な規則がない場合に、どのような基準でその還付する一部の金額を計算するのか必ずしも明らかではない。一部還付の場合には、規則で一部還付の基準を明確化すべく、その基準を定めることが望ましい。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】

(1) 措置区分	☐ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和 年 月 完了
	☐ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	☐ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和 年 月 日 長決定
	☐ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	■ E 検討中		
(2) 監査結果に対する		規則改正にあたり全庁的な方針が決定されれば、その方針に従い規則改正を行う。	
☐ 方針 (措置区分 A・B・C・D)		方針が無い場合は、12月下旬に交付予定の規則の改正に合わせた、豊田市高岡農村環境改善センター管理規則の改正を検討中である。	
■ 方針の検討状況 (措置区分 E)			

(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)	
-----------------------------	--

3 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和5年9月1日】					
(1) 措 置 区 分	■A 措置完了	方針決定	令和4年10月24日	部長決定	措置完了 令和5年3月完了
	□B 措置中	方針決定	令和 年 月 日	長決定	措置完了予定 令和 年 月予定
	□C 措置予定	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□D 不措置	方針決定	令和 年 月 日	長決定	
	□E 検討中				
(2) 監査結果に対する ■方針 (措置区分 A・B・C・D) □方針の検討状況 (措置区分 E)		豊田市高岡農村環境改善センター条例及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則の一部を改正することとした。具体的には、使用料の還付について、基準に基づいて判断することを明確にするための関係規定を整備することとした。			
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		上記方針に基づき、豊田市高岡農村環境改善センター条例及び豊田市高岡農村環境改善センター管理規則の一部を改正し、還付の基準を明確にした。 使用料の還付をすることができる場合について市長が定める基準によることとすることを豊田市高岡農村環境改善センター条例第10条第4項に規定するとともに、また、これに関係することとして災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用時間を短縮する場合の使用料の額について、同条例別表備考第5項に規定し、令和5年4月1日に施行した。 同条例に規定した「市長が定める基準」を豊田市高岡農村環境改善センター管理規則第7条に規定し、令和5年4月1日に施行した。			

包括外部監査結果に基づく措置等の状況報告

					産業部	農地整備課
					鈴木一臣	
					内田良平	
					■内線 □外線	2-4072
130	3	1	2	95		

1 監査結果	
(1) 監査年度	令和3年度
(2) 監査テーマ	不測の事態における事務処理について～新型コロナウイルス感染症に対する対応を中心として
(3) 監査項目	第4 公の施設の利用停止 18 豊田市高岡農村環境改善センター
(4) 監査結果	報告書 235 頁掲載
■ 意見	・ 指定管理料の変更の可能性について 閉館していても出勤し指定管理業務を遂行するため、指定管理料を変更しないことと決定されている。決定が年度の早い時期であり、決定自体が当該年度全体としての実体を反映していない可能性があると思われた。市によると、業務内容を確認したとのことであるが、休館中の具体的な業務内容については記録化していないとのことであった。休館中の業務は通常業務と全く異質なものとなり、通常の業務報告では成果を把握することができないので、日報を徴収するなどして具体的な業務内容と成果を把握する必要がある。
(5) 同趣旨の結果	報告書 ー 頁

2 監査結果に基づく措置等の状況 【基準日 令和4年5月2日】			
(1) 措置区分	■ A 措置完了	措置完了 (措置区分 A)	令和4年2月 完了
	□ B 措置中	措置完了予定 (措置区分 B)	令和 年 月 予定
	□ C 措置予定	方針決定 (措置区分 A・B・C)	令和4年2月9日 課長決定
	□ D 不措置	方針決定 (措置区分 D)	令和 年 月 日 長決定
	□ E 検討中		
(2) 監査結果に対する ■ 方針 (措置区分 A・B・C・D) □ 方針の検討状況 (措置区分 E)		指定管理料の変更については、閉館時における市と指定管理者の対応方法を取りまとめた文書を指定管理者に通知した。閉館期間中の業務内容を整理し、両方で協議調整をおこない業務内容の指示や指定管理者による業務内容の記録、そして、市による業務内容の成果の確認により、必要に応じて業務内容を見直すなど、実体を反映した指定管理業務を遂行していく。	
(3) 実施した措置の内容 (措置区分 A・B)		令和4年2月9日付「市の都合等により施設が閉館される場合の対応について(通知)」を指定管理者に通知した。	